

令和7年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

令和7年6月17日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	柴 栄 男
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総 務 課 長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財 政 課 長	池 田 勝 紀

税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	大八木 利 武	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり 課 育 て 支 援 長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 支 援 長	八 馬 祥 子	こども家庭 課 長	石 橋 康 司
高 齢 者 福 祉 長	椎 名 隆	商工観光課長	金 杉 高 春
農 水 産 課 長	伊 藤 弘 行	建 設 課 長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	会 計 管 理 者	戸 葉 正 和
消 防 長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興 課 長	林 甲 明	監 査 委 員 長	杉 本 芳 正
農 業 委 員 会 長	金 谷 健 二		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	菅 晃
---------	---------	-----------	-----

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（飯嶋正利） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（飯嶋正利） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（12番 林 晴道 登壇）

○12番（林 晴道） 皆さん、ご機嫌よくお過ごしですか。旭市議会の僕が林晴道でございます。改めてこの地域をつくっていただきました先人たちに感謝をするとともに、新たな希望と期待に応えるべく、市民の代弁者として今を生きる市民と一緒に、ここで一所懸命、凜とした姿勢で挑んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

僕は市民の思いを市政に反映させていくという地方議会の原点を強く意識し、二元代表制のバランスを保つため追認機関でも抵抗勢力でもなく、常に市民目線に立って行政と対等に渡り合える議会を目指しています。地域の皆さんがより身近に感じ、期待される議員となるよう職務に全力を傾注する決意でございます。未来に向かって新しい時代をどのような時代としていくのか、それは今を生きる我々の行動にかかっています。先送りでは、次の時代への責任を果たすことはできません。未来の旭市をどのようにしていくのか、その案を示す責任が議会にはございます。

僕は日本のど真ん中で輝く希望にあふれ、活力ある地域をつくる、この大きな夢に向かっ

て全力で活動をしています。この夢を夢のままでは終わらせない。新しい時代のふるさをつくるためチーム旭で挑んでまいりますので、皆さんの思いを聞かせてもらえたらありがたいです。

それでは、市民に選んでいただいた、あふれる勇気を持って、ここに一般質問を行います。

まず、質問事項の一つ目、創意工夫による自主財源の確保に関して、税財源と財産収入の取り組みについて質問をいたします。

本市の財政においては、歳出の削減はもちろん、税収を急激に増やすということが難しい中で、旭市独自の事業を行うためには自主財源を確保することが重要になってまいります。自主財源は自治体が自主的に徴収できる財源であり、本市が自力で集めたお金のことで、旭市の自主性の程度を示す尺度とされています。令和5年度決算における本市の自主財源の割合は、4割に届かないという状況になっております。

それでは、改めて本市の自主財源比率に対する見解を伺い、その上で自主財源確保額の実績といたしまして、税財源と財産収入の具体的な内容や直近の状況をお尋ねいたします。

次に、創意工夫による自主財源の確保に関して、ふるさと納税による自主財源の獲得について質問をいたします。

報道でよく取り上げられておりますが、全国では寄附に対する返礼品がヒットしたことで爆発的にふるさと納税が増え、自主財源の増加につながったという自治体が数多くございます。寄附額が増加することは自主財源の確保に直結するため、地方自治体にとって、このふるさと納税の役割は非常に大きいものとなっております。そのため現在、全国の自治体がこの制度に力を入れている状況が生じており、本市でも寄附額は増加しておりますが、近年、それ以上にふるさと納税を大きく伸ばしている自治体がございます。

そのような状況から、本市のふるさと納税に対するこれまでの取り組みや成果について、いま一度しっかりと検証していくことが重要であると考えます。

それでは、改めて本市のふるさと納税の取り組みや経緯について、どのように分析をしているのか伺います。

次に、質問事項の二つ目、R S ウイルス感染症に関して、感染状況と予防策について質問いたします。

R S ウイルス感染症は、特に生後6か月未満の乳児や基礎疾患を持つ小児にとって重症化のリスクが高く、呼吸器症状を中心に深刻な健康被害をもたらすことから、早期の予防と対策が極めて重要であります。現在、特効薬が存在しない中で、これまで早産児や基礎疾患の

ある乳児を対象に投与していたR Sウイルス感染症予防薬シナジスに加え、令和6年3月には、健康な乳児にも使用できる感染症予防薬ベイフォータスが薬事承認されました。こうした予防薬による重症化を未然に防ぐ手段の活用は、家庭や医療現場の負担軽減にもつながるものと考えられます。

そこで、市内における子どものR Sウイルス感染症の発生状況と、こうした新たな予防薬の活用に関して、他の事例を踏まえて今後どのような対策を検討しているのか、本市の見解を求めます。

次に、質問事項の三つ目であります。

学校部活動の地域移行に関して、進捗状況に対する教育長の考えについて質問をいたします。

学校の部活動は、児童・生徒のニーズの多様化や生徒数減少により活動メニューの縮小化、教員の業務負担増の改善などを理由に、当面は休日の活動を地域に移行することとなりました。スポーツ庁と文化庁が設けた有識者会議では、「地域移行」は学校から切り離すという誤ったイメージが強いとして、学校を含めた地域ぐるみの取り組みを強調する「地域展開」に改称をされました。

本市では現在、モデル事業に予算をつけ取り組んでおりますが、この部活動地域移行のど真ん中にいるのが子どもたちでありますので、子どもたちにとってどのように映っているのか、生徒の思いを聞かせてもらうことが何より大切だと考えます。

それでは、向後教育長の部活動地域展開に対する思いや本市の進捗状況に対するご認識を求めます。

次、最後に質問事項の四つ目、市役所職員に関して、人材開発と人事戦略の考えについて質問をいたします。

住民サービスのさらなる向上には、優秀な人材の確保が必要であります。職員の皆さんには、様々な経験を経て幅広い知識や見識を身につけキャリアを積み、将来に責任あるポストに就き、旭市の未来のために力を尽くせる職員になってもらいたいと本気で願っている一人であります。

先日、一般質問のお昼休み休憩中に文化の杜公園をお散歩していたら、一昨年、早期退職をされた学校の先輩で元職員の方から声をかけていただきました。現在は市の民間企業に就職して趣味のサーフィンを楽しんでいることや、市外在住のサーファーから旭市の魅力やいいところをたくさん言ってもらえると楽しそうに、そして誇らしそうに話をしてくれました。

その中で自分は体調を壊し、公務員を全うすることができなかったが、旭市を盛り上げてほしいと激励をされ、市を思う強い気持ちに感動をいたしました。次は必ず僕から声をかけたいなど、そのように思うところであります。

4月に新しい年度を迎え、多くの企業で期待と希望に胸を膨らませ新社会人となった方々の入社式が行われた一方で、入社式当日に退職する若者がいること。また、その中には退職代行業者を利用した退職者が増えているといったことが、マスメディアで取り上げられていました。残念なことに、本市においても入庁3年以内の早期退職者がいると聞いております。

それでは、若手職員の早期退職と課題についてどのように分析され、どのように対策を取っているのかを伺い、お答えいただいた再質問は質問席で行いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の一般質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、私のほうからは大きな1番（1）税財源と財産収入の取り組みについて伺うについてご回答させていただきます。回答内容が主に市税に関することですので、税務課より併せてご回答させていただきます。

初めに、本市の自主財源比率ですが、議員のご質問の中でもございましたように、直近3か年はおおむね40%で推移しております。令和5年度につきましては37.0%という数字になっております。こちらにつきましては近隣団体におきましても、およそ同様の状況となっております。

自主財源の中でも最も大きな割合となる市税におきましては、生産年齢人口の減少と長引く物価高騰による経済活動への影響などから、全国的にも税収の確保は大変難しい状況にあるとされております。本市におきましても同様でありますことから、現状では大幅な伸びは見込めず、今後も同程度の水準で推移するものと考えております。

続きまして、実績額ということで国民健康保険税を除く市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税を合計した市税につきまして、令和3年度から5年度の各年度の収入済額を回答させていただきます。

令和3年度は76億546万9,221円、令和4年度は78億5,345万2,206円、令和5年度は78億4,560万7,085円となっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 私のほうからは、１の（１）のうち財産収入の具体的な内容と、直近の状況についてご回答申し上げます。

財産収入ということで、主なものとして土地の貸付料と、土地の売払収入の令和３年度から５年度までの３か年の状況についてお答えいたします。

まずは、土地貸付料についてです。令和３年度の収入額は５８６万３,２３１円、令和４年度は５９６万３,１２１円、令和５年度は６０３万４,６５８円となっております。

続きまして、土地の売払収入です。令和３年度は売却額は３３７万９,３９０円、令和４年度は１,１４６万６,３３１円、令和５年度は９,５６７万１,０００円となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、大きな１の（２）ふるさと納税による自主財源の確保について、これまでの取り組みや経緯について、市としてどのように分析しているかというご質問にご回答いたします。

本市では、平成２８年３月からふるさと応援寄附の受付を開始いたしました。寄附額は平成２８年度は１,８００万円程度でしたが、令和５年度は約２億１,０００万円となりまして、また、以前議員からもご質問いただきましたけれども、本制度の収支のプラスマイナスにつきましては、令和５年度は約８,３００万円のプラスという状況となっております。

本市のふるさと応援寄附の寄附額が増加した理由としましては、制度が広く認知され、ふるさと応援寄附を扱うポータルサイトが多く開設されるようになった中、本市もこれらを活用して市の魅力や特産品のＰＲを行った効果があったものと考えております。

また、魅力的な返礼品があることも大きな要因であり、一例ですけれども、テレビでも取り上げられました活きハマグリや、本市がふるさと応援寄附を始めた頃から人気がございます革製のバックなど、返礼品によって寄附額が大きく伸びてきたという経緯がございます。

ほかにも様々な要因はあると思いますが、本市のふるさと応援寄附においては、やはり魅力的な返礼品の存在が寄附額の増加に大きく影響していると認識しております。

○議長（飯嶋正利） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 私からは、質問事項の２、ＲＳウイルス感染症に関して、市内における子どものＲＳウイルス感染症と新たな予防薬の活用に関して、他市の事例を踏まえ、今後どのような対策を検討していくのかについてお答えいたします。

市内の感染状況につきましては、旭中央病院における入院患者数を基に回答いたします。

昨年度、ＲＳウイルス感染症により旭中央病院小児科病棟へ入院した患者は65人で、そのうち45人が1歳未満の乳児でした。

ＲＳウイルス感染症については議員のご指摘のとおり、生後6か月未満の乳児や基礎疾患のある小児、早産児が感染した場合に重症化しやすく、入院や呼吸管理を必要とすることがあります。現在、特効薬はなく、治療は主に対症療法となっており、重症化に伴う医療費の増加や家族の介護負担の増大、さらには将来的にぜんそくを発症するリスクが高まることも報告されています。

こうした状況の中、健康な乳児にも使用可能な新たな予防薬、バイフォータスが令和6年3月に薬事承認されました。この薬は、1回の投与で約5か月間の予防効果があることが示されています。

ただし、早産児や基礎疾患があるリスクの高いお子さんを除き、健康な乳児への使用は保険適用外であるため、自己負担が高額になることが課題とされております。

こうした中、高知県須崎市では、今年6月から1歳未満の健康な乳児を対象にバイフォータスの接種費用を全額助成する取り組みを開始します。この施策は全国初の試みであり、健康な乳児のＲＳウイルス感染症による重症化リスクの軽減に加え、家庭や医療現場の負担の軽減も期待されております。

今後のＲＳウイルス感染症対策につきましては、国や県の動向、また他市の取り組みを参考にしながら、市としての対応を検討してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 向後教育長。

○教育長（向後依明） 私からは、大きな3番、学校部活動の地域移行に関して、（1）進捗状況に対する教育長の考えを伺うとのこと質問にお答えいたします。

部活動は学校教育活動の一環であり、豊かな人間関係の構築、個性・能力の伸長や体力向上等を図る上で教育的意義の高い活動でございます。

一方で、少子化による生徒数、教員数の減少により、生徒のニーズに合わせた部活動数を維持することが困難な現状もございます。

そこで、令和5年以降、休日の部活動を段階的に地域移行するとの国や県の方針を踏まえまして、本市でも令和6年度に旭市部活動地域移行推進協議会を設置し、同年、地域移行モデル事業としてソフトテニスに移行し、加えて、本年9月からは陸上競技の移行を進める予定でございます。

これらのモデル事業の成果と課題を十分整理し、引き続きよりよい地域移行に向けて準備を進めてまいります。これまではおおむね順調であると考えます。

なお、今後につきましては、子どもを真ん中に置いた改革であること、子どもは地域全体で育てること、教員の働き方改革の一つであることを十分踏まえ、丁寧に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは、総務課から質問事項四つ目の旭市役所の職員に関してお答えいたします。

若手職員の早期退職の分析としましては、若者の就職観の変化や、就職市場でもいわゆる売手市場が進んでいることなどにより、転職が容易になっていることのほか、近年、地方公務員の業務が複雑化・多様化していることに伴う公務員に対するイメージとのミスマッチなどが要因の一つと考えております。

これらの対策としまして、本市では採用時のミスマッチを防ぐために、インターンシップの受入れや採用試験前の説明会、また内定者に対する説明会や職場見学などを実施しております。

また、採用後は、新規採用職員1人に対し、所属長が選任した先輩職員が業務に関するもののほか、窓口・電話での接遇、職場におけるルールやマナーなどをマンツーマンでサポートし、いち早く職場環境になじめるように、新規採用職員サポーター制度を実施しております。

このほか入庁後、速やかに新規採用職員研修に参加することで、地方公務員についての基礎知識を習得することや、レジリエンス研修に参加することで逆境やストレスに立ち向かい、ポジティブに仕事に向き合うための考え方を養っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、税財源と財産収入の取り組みについてから再質問を順次行なってまいります。

今後とも厳しい財政状況が続くと見込んでいる一方で、地方分権の推進に伴って、地方公共団体が地域における行政を自主的かつ総合的に実施していくためには、工夫を凝らして自主財源の充実、確保を図っていく必要がございます。

それでは、本市の市税収入の確保に向けた取り組み、それから低未利用地等、その市有財

産売払いの取り組みを伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、私のほうからは税財源の取り組みについてお答えいたします。

安定した歳入確保のため重要な自主財源である市税の収納率の向上と滞納額の縮減は、旭市行政改革アクションプランの取り組み項目に目標を掲げ取り組んでおります。主な取り組み内容といたしましては、収納率の向上につきましては、新たな滞納の発生を抑制するため納期限内の納付がない方に対し、法令に基づく督促状や催告書の送付、納付機会の拡大のため夜間や休日納付の窓口の設置や、納付が困難な場合の納税相談を随時実施しております。

また、滞納額の縮減については、近年ではオンライン預金調査システムの導入による財産調査の迅速化や現年度分滞納に係る滞納処分 of 早期着手、千葉県と連携した滞納整理の実施など、さらなる徴収対策の強化に積極的に取り組んでいるところです。

これまでの取り組みにより令和5年度の国民健康保険税を除く市税合計の収納率は96.88%で、令和元年度と比較して3.65ポイントの増、また令和5年度の市税の滞納額につきましては、同じく令和元年度と比較して2億1,785万7,097円の減という状況になっております。

大変厳しい状況ではありますが、今後につきましても法令や制度に基づく公平で適正な賦課・徴収を行うとともに、効果的な滞納整理手法を研究し、収納率の向上、滞納額の縮減に引き続きしっかり取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 私からは、未利用地の売払いに対する取り組みについてお答えいたします。

旭市行政改革アクションプランにおいて、自主財源の確保として資産の有効活用と有益処分、これを対策として掲げております。内容といたしましては、公共施設の再編により利活用しなくなった施設等の売却や貸付けなど民間活用を進め、管理経費の削減と財源の確保を図るものであります。そのことから今後も公共施設の再編の着実な推進を目指して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、本市の未利用の市有地貸付けや売払いの詳細を伺います。

あと、あわせて、他の自治体では工夫を凝らして自主財源の確保として、市有施設へのネーミングライツの導入や広告収入の拡充、それに自動販売機設置等で自主財源確保に関する様々な取り組みを実施しているような事例がございますけれども、これらに対する本市の考えを伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、お答え申し上げます。

公共施設の再編により未利用地となった土地につきましては、近い将来市が行う事業で利用するかどうかを検討し、利用がないと判断した場合は売却を行い、民間活力を促すとともに財産収入の確保をしております。代表的なものとしては、令和5年度に神西住宅跡地を売却いたしました。

今後も引き続き多様な事例を参考にしながら、現行の財産収入をさらに充実させるとともに、様々な角度から新たな自主財源を確保する手段を見いだしていければと思っています。

それと、財産収入の取り組みとして、まずそのネーミングライツ、この導入につきましては、周辺の自治体で成田市が運動公園や文化芸術センターに導入、成果を上げているということは承知しております。本市においては、まだ今のところ実施はありません。

あと、広告収入についてです。本市においてはホームページのバナー広告、あとコミュニティバスの車内広告、これらを実施しております。

あと、自動販売機につきまして、本庁をはじめとする公共施設などに設置して収入を得ております。26施設において42台、762万円ほどの収入があります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） ここまでの回答を総合してみますと、やはり税収を急激に増やすということが大変に難しいということが改めて分かりましたが、僕は常々市民に税金を返す取り組みを提言いたしております。それは税金の使い道を調査研究して、税金の無駄遣いを一斉排除して各種料金の引下げを推進するものであります。

そこで、受益者負担の適正化について本市の見解を伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、受益者負担に対する適正な考え方についてということでお答え申し上げます。

旭市行政改革アクションプランでは、持続可能な財政基盤の強化を図るための取り組みとして、公平性・公正性の観点から、サービスの質や量とトータルコスト等を考慮して、それぞれに見合う適正な受益者負担となるよう、定期的に使用料等の見直しを行うこととしております。これまでも維持管理原価による金額算定、類似施設の金額格差の是正や減免基準を適正化するため、過去2度にわたり見直しを行ってまいりました。現下のエネルギー価格の高騰が光熱水費や原材料費など市民サービスに係る経費の増加に大きな影響を与えており、今後も引き続き社会情勢の変化に適応しながら、持続可能な行政運営を行っていく上では、使用料等の適正化に取り組む必要があると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、次に移ります。ふるさと納税による自主財源の獲得について再質問であります。

令和5年度の決算の自主財源の割合が先ほど37.0%ということでありました。令和5年度、ふるさと納税による寄附金は約2億1,000万円で、令和4年度と比較しまして9,000万円の増と、大幅な増になっております。本市の自治体規模などを鑑みますと、これだけの額の自主財源を継続して確保できる手段というのは、ほかにはないだろうと、そのように思っております。

ふるさと納税は常々申し上げますけれども、恒久的な財源として見込むのは財政運営上リスクを伴うと、そういうことは分かっております。しかしながら、この制度が続く限りは、ぜひどうしても活用をすべきだと思うんですね。ふるさと納税による寄附額は右肩上がり推移しており、令和5年度は何と1兆円を超えました。今後もこの傾向が続くことが予想されます。本市でもアイデアや工夫次第で、さらに寄附額を伸ばしていくことは十分可能であると考えますし、逆に何もしなければ、今後厳しい状況になっていくことは明らかであります。

そこで、先ほどの回答にもあった魅力的な返礼品の開発はもちろんのこと、そのほかにも例えば寄附者との関係構築によりリピーターや旭市のファンを増やす戦略、それから本市の持つ地域の魅力発信、ふるさと納税の窓口となるポータルサイトというんですか、その工夫

などで様々な戦略を組み合わせることが効果的であろうと考えます。

自主財源の確保に向けては創意工夫をもって、こうした取り組みを進めていくべきだと思いますが、本市における今後の具体的な取り組みについて伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） それでは、具体的な取り組みということでご回答をいたします。

まず、魅力的な返礼品の開発ですが、本市の特産品や釣り船乗船券などの体験型返礼品を充実させるだけでなく、以前、議員からもご提案いただきました地元の高校などとのコラボ商品や、規格外品をうまく生かした商品の開発なども探っていきたいと思っております。

また、高い付加価値のある返礼品、豚肉、海産物などですけれども、これにより差別化を図るといったやり方もあると考えております。

次に、寄附者との関係構築という点では、寄附していただいた方に対し本市の近況を伝えるチラシをお送りするほか、寄附金の使い道の報告や返礼品事業者からの感謝のメッセージなどをSNSや郵便等で届けられるようなことも検討していきたいと思っております。

また、地域の魅力発信ですが、地元のつくり手の顔や声が見えるコンテンツ、動画、インタビュー等ですけれども、これらを製作し、その活用を進めていくことや、旭市を知ってもらうという点ではシティプロモーションも大切になりますので、官民連携で旭市のPRを行ってまいりたいと思っております。

それから、ポータルサイトの工夫という点ですけれども、検索されやすいキーワードやカテゴリを設定し、SEO対策、サーチ・エンジン・オプティマイゼーション、これは検索結果をサイトの上位に表示させるための施策ですが、こういったことを行うとともにレビューや評価の管理、寄附者の対応を丁寧に行ってリピートを促すなど、事業者と一緒に検討してまいりたいと思います。

これらの取り組みを行うために本年度より新たな中間事業者と契約いたしましたので、本市を応援してくれる寄附者の増加を目指し、積極的に取り組んでまいります。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 戦略的な取り組みについて提案をいたしましたが、るる検討しているようでありましたので、今後も創意工夫をもって進めていただきますようお願いをいたします。

また、財政運営を考える上では自主財源の確保が重要な課題であり、そのためにふるさと

納税の躍進を目指すことが有効的な手段であることは皆さん、市長にもご理解をいただけたものと思います。

その一方で、ふるさと納税は単なる財源ではなくて地域の課題解決や旭市の魅力発信、それから地域経済の活性化にもつながり、自治体の工夫と戦略次第では財政の安定と地域ブランド力の強化、これを同時に達成できる可能性を持っています。僕は一市民として、様々な地場産品の情報を提供して、できる限り協力をしてまいりました。本市を応援してくれる方々からのふるさと納税寄附額が増えれば、積極的な財政出動が可能となるので、比較的自由に思い切った投資ができるものと思います。

そこで、今後の展望について本市の見解を求めます。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 議員のおっしゃるとおり、自主財源の確保と市のブランド力、知名度アップなどを目指して、先ほど申し上げた具体的な取り組みを実現すべく新たな中間事業者と契約したところでございます。これにより新たな返礼品の開発や地場産品の掘り起こしに加え、SNSなどを活用した情報発信にも注力することで、寄附の拡大を目指してまいります。

また、いただいた寄附につきましては、本市を応援してくれる寄附者の意向に沿いつつ、各種施策のバランスなども考慮しながら、本市がより魅力的なまちになるための、その事業の財源として活用したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） ふるさと納税の拡大に向けて取り組んでいただけるという力強い言葉であったと思います。しかしながら、そのためにはこの事業に対する企画政策課、それから何といても市長の熱意というものが大変重要であろうと考えます。今後もしっかり盛り上げていってもらって、このふるさと納税以外の手段についても創意工夫をしながら、さらなる自主財源の確保に努めてもらいたいなと、そのように思います。

市長に答弁いただいたので、これ以上細かいことを聞くことはありませんので、切にそのお願いを要望いたしまして、次の質問に移ります。

質問事項の二つ目、RSウイルス感染症に関しての感染状況と予防対策についての再質問に移ります。

予防接種の有無と入院との関係を把握することは、今後の感染症対策を検証する上で重要

な判断材料になると、そのように考えます。

そこで、まず昨年度、旭中央病院にＲＳウイルス感染症で入院された乳幼児、先ほどの45名のうち予防薬の接種を受けたお子さんが何人いらっしゃったのか、このことをお伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） 昨年度、旭中央病院にＲＳウイルス感染症で入院された乳児45人のうち、ＲＳウイルス感染症の予防薬であるシナジスまたはベイフォータスを接種されていたお子さんはいなかったと承知しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 現在、ベイフォータスは健康な乳児に対して保険適用外となっており、高額な自己負担が課題となっています。しかし、須崎市のように接種費用を全額助成する取り組みを本市でも導入できたら、乳幼児の重症化リスクの軽減に加えて医療費の抑制や保護者の経済的、それに精神負担の軽減につながると考えます。

また、その須崎市では製薬メーカーの協力により、欧米で保険適用されている水準の価格での給付を受けているということでございます。本市においても、同様の協力が得られることを関係する各方面から確認が取れておりますので、そうした協力が得られれば、本市の財政負担を抑えながら、より効果的な感染症対策が実施できると考えます。このような点を踏まえて、本市における検討に当たっての考えと今後の方針、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（黒柳雅弘） お答えします。

ベイフォータスは現在、健康な乳児には保険が適用されず、自己負担が高額になることが課題です。須崎市のように接種費用を全額助成することで重症化のリスクを減らし、保護者の負担軽減や医療費の抑制といった効果が期待できると考えております。

また、須崎市では製薬会社の協力により、欧米で保険適用されている水準の価格で薬剤の供給を受けていると伺っており、市に対しても同様の内容が製薬会社から示されていることを把握しております。こうした自治体と製薬会社の連携による取り組みは、費用を抑えつつ

効果的な感染症対策を進める上で有効な手段であると認識しております。

今後につきましては、国や県の動向を注視するとともに、医師会や旭中央病院の先生方と連携しながら、市としての対応を慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） RSウイルス感染症の重症化を防ぐ上で、予防薬の接種が有効な手段であることを改めて確認させていただきました。特に問題なのが昨年度入院された乳児の中に接種者がいなかったという事実は、今後の対策を検討する上で参考になる重要な情報であります。その大きな課題といたしますか、本質というか、その部分なんですけれども、須崎市のような自治体による費用助成の取り組みは乳児の健康を守ると同時に、医療費の削減や保護者の負担減にもつながることから、本市としても積極的に検討を進めていただきたいと考えます。

その上で製薬メーカーとの協力体制の構築も含めまして、効果的かつ持続可能な支援体制の実現に向けて、引き続き国だとか県ですか、それから何といたっても医療機関は旭中央病院と、そことの連携を図りながら前向きな取り組みを、提案と要望をさせていただき、次の質問に移ります。

次に、質問事項の三つ目、学校部活動の地域移行に関して、進捗状況に対する教育長の考えについて再質問に移ります。

令和4年度から7年度が改革推進期間と位置づけられて、部活動地域移行がスタートいたしました。令和8年度から令和13年度までの間が改革実行期間として平日のモデル事業を増やしていき、全国の普及を目指すということでございます。

それでは、令和8年度からの改革実行期間について、平日のモデル事業を増やしていく工程、そのことについて教育長の見識を求めます。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明） それでは、令和8年度から13年度、この改革実行期間につきましては、先ほど林晴道議員からもお話いただきましたスポーツ庁、文化庁が設置した部活動改革に関する実行会議で提言されたものでございます。

本市といたしましては、先ほど申し上げましたように、まずは休日の部活動地域移行、8年度実現を目指して進めております。この地域移行の準備が整い次第、モデル事業も併せて

平日への地域移行について検討していく、そのような予定を持っております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 千葉県が掲げる目標では、令和5年度から市町村ごとに種目を限定したモデル事業を開始して、令和6年度には各学校1部活動を地域クラブに移行をし、休日を中心に地域指導者がスポーツ活動や文化活動の指導に当たる予定であり、本市もまずは順調な出だしとなっているということでありまして、関係機関のご尽力に感謝を申し上げる次第であります。

今、県内のどの市町村においても、子どもたちのために創意工夫をしながら懸命な準備をしているとお察しをいたしますが、これは予算のめどが立たない状況で教員の負担軽減を図るために、本市では特に部活動指導員の活用が10名でありまして、近隣自治体に比べて突出して多いようでございます。

それでは、本市では今後の地域展開を考えた場合に、教職員や部活動指導員を増員して補っていくというような考えであるのか、この点を教育長に伺いたいと思うのと、また、本来の目的の一つに中学校教員の働き方改革がありますので、教員側の目線に立ちますと、ここが大きなポイントになるわけですが、教員の働き方改革につながる成果があったのかどうか、その認識も併せてお尋ねをいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明） ただいま2点のご質問をいただきました。

それぞれ、お答えいたします。

まず、教員、部活動指導員の今後の増員についてというご質問がございました。あくまでも教員、部活動指導員につきましては、部活動を残すに当たって必要な人材でございます。今後、地域移行に向かうに当たりましては、このような方の増員というものは一切考えておりません。

それから、教員の働き方改革についてでございますが、モデル事業における指導者のアンケート結果から、結果として教員の休日の負担軽減ができたとの、このような報告もいただいております。あわせて、今後の指導者をどのように考えているかということも併せてご回答させていただきます。

部活動の地域移行は、地域の方々の協力がなくては実現いたしません。幸い本市では指導

可能な人材が豊富であると認識しております。地域クラブとしての受皿については新たなクラブの設立や、現在ある民間クラブにご協力いただくことを考えております。基本的には公募等によって広く地域の方々にご協力をいただく予定ですが、兼職兼業で引き続き地域クラブで指導をしたいと考える教職員の協力も必要ではないかなと、このように認識しております。

なお、公募の際には、これまで学校部活動が担ってきたスポーツ・文化芸術活動の教育的意義や役割を継承しつつ、子どもたちの健全育成に責任と情熱を持って指導してくださる方を公募の条件として考えていくようになると思います。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） この事業であります、今後、中学生の多様なニーズに応えるためには多くの登録団体が必要になると思いますし、地域クラブを立ち上げた後の受益者負担の徴収額についても大きな今後の課題であろうと思います。

そこで、教育長、子どもたちが本当にやりたい活動ができるように、各家庭の経済負担ができるだけ少なくて済むような体制の構築を行政主導で行うべきと、提案型の質問をいたしますが、保護者の経済的負担については指導者の指導料、それから施設使用料など新たな費用も予想されます。しかし、できる限り学校部活動と変わらない負担で活動できるように、何とか支援をお願いできないのかなと、そのように思いますので、その点を踏まえて今後に対する取り組みというか、意気込みを伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

向後教育長。

○教育長（向後依明） ただいま議員ご指摘のように、部活動地域移行後の人件費等に対する継続的な予算確保は大きな課題であると、このように認識しております。先ほど来、出ております部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめの中では、部活動改革の主目的は将来にわたって全ての子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保することであり、何よりも重要なことは子どもたちの体験格差の是正に寄与し、等しく多様な学びと体験に触れられる環境を整備することと、このように提言がございます。

その背景には少子化が急激に進行する中、地域や種目、分野によって部員数の減少に伴い持続的な活動が困難になる。部活動の数が制限されたり、余儀なく廃部を迫られるなど、希望する部活動に参加できないケースが増えていること。そして、教員の働き方改革がござい

ます。同様にこの最終取りまとめでは、地域の実情等に応じて安定的、継続的な取り組みが進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要があるとの提言がございました。あわせて、公的負担については国、都道府県、市区町村で支え合うことが重要とも、このように述べております。

これまで部活動は公費負担により学校教育活動の一環として公的に保障してきたことで、家庭環境に起因した中学生のスポーツ・文化芸術活動の格差是正にも貢献してまいりました。仮に部活動を地域移行した際に、生徒たちの希望する様々な活動の場を確保できたとしても、経済的な理由等から参加できないケースが出てしまっては本末転倒であり、絶対にあってはならないと考えております。誰一人取り残さないこどもまんなか社会の実現、さらには未来を担う地域社会のづくり手として、心身ともにたくましく成長する上でもマイナスに影響してしまうのではと、このように危惧しているところです。

今後、地域移行を進めるに当たりましては、引き続き国や県の動向を注視するとともに、教育委員会といたしましても、可能な限り保護者の負担軽減が可能となるよう全力を注いでまいります。スポーツ・文化芸術活動を希望する全ての中学生が目を見守りながら生き生きと活動できる環境づくりを地域の皆様の協力をいただきながら、ぜひ実現したいと考えます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 次に移りますけれども、保護者の負担や指導者、活動拠点の設置の確保など地域移行後の体制について積み残された課題がたくさんあります。しかし、岐阜県美濃市など教育長のリーダーシップにより、学校部活動を完全移行している自治体も現にございます。部活動は子どもたちの思春期という大切な時期に感性を磨き心身を鍛え、社会性や自己肯定感など、その後の人生で大切なものを身につける、とても重要で意義や価値観を持っていると僕は思います。地域展開後もその意義や価値を損なわれないように、地域や社会全体にその意義を伝えて一緒に支えていけるように、全力で体制整備を進めてもらいたいと、向後依明教育長にご期待を申し上げ、次の項目に移ります。

質問事項の四つ目、旭市役所の職員に関して、人材開発と人事戦略の考えについて、その再質問に移ります。

先ほど新規採用職員一人ひとりに所属長が選任した先輩職員がマンツーマンでサポートをし、いち早く職場になじめる制度として、実施をしているようなことが答弁にございました。僕も市長と同じく12年ほど前、旭市議会の一員になったとき、当時の最年長議員から先輩議

員をマンツーマンサポートとして選任をされました。議員としては特に接遇やルールにマナーなどの話はなかったけれども、やっぱりサポート役の先輩がいるということや、僕は最高の先輩に巡り合えた分、周りを見渡しますと、サポート役の質が問われるなど強く感じました。あれから12年たった今でも、晴道議員のサポートを景山岩三郎先輩に行っていただいております。どうもいつもありがとうございます。

人を育てるには、その人に寄り添うこと、それから守られているという感覚と居心地のいい場所を職場の中につくることが大切だということを、この質問をするに当たり学びました。そういった環境をつくるには部下を指導する、それから管理をする立場の管理職の役割が重要ではないかと考えます。管理職の皆さんは業務が多忙な上に部下への気配りや目配りも必要になりますが、新規職員を教育して、さあ、これから活躍してもらおうというときに退職してしまったのでは、それまでの経費だとか費やした時間、費用が水の泡になってしまいます。

そして、その人材育成にも市民の税金が使われている。つまり早期退職者が出てしまったことは、旭市にとって、それから市民にとっても大きな損失につながることを忘れてはなりません。

そこで、新たに管理職に就かれた方はどのような研修が行われているのか、詳細を伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは、新たに管理職に就いた者への研修についてお答えいたします。

市では、管理職が適切にマネジメントなどを行うことができるよう、副主幹や副課長、課長などといった職層に応じた研修を実施するほか、千葉県自治研修センターや東総地区広域市町村圏事務組合が開催する研修への参加を促進しております。

まず、管理職に就く前の職員研修については、主査級の職員が監督者研修に参加することで、現場リーダーとしての認識や的確な指示を行うための判断力のほか、課題解決能力などを学んでおります。

また、良好な職場環境を築くため、ハラスメント防止研修に参加させることで、職場ハラスメントの未然防止も図っているところでございます。

このほか人事考課研修を行うことで、各所属における組織目標を部下と共有するとともに、

コミュニケーションスキルや人材育成に関する知識を習得しているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 旭市に対する情熱だとか愛情があつてこそ、ただの業務ではなく本当の市民のための仕事、旭市の未来のための仕事ができ、また早期退職者の防止にもつながるものではないかなと、そのように思います。

それでは、職員の業務への情熱のようなものを育むような取り組みがあれば、お聞かせください。また、情熱を持って職務遂行をしている職員が適切に評価されるような人事を行うべきと強く訴えますが、本市の見解を伺います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 議員おっしゃるとおり、情熱を持って業務に取り組むこと、そして市に愛情を持って臨むことがチーム旭市役所として、よりよい仕事をするために重要な要素であると思っております。そういった職員が適切に評価されるために、市では人事考課制度の運用により職員の能力や実績を的確に把握し、人事管理の基礎として活用しております。職員に対する考課の公平性や透明性が確保されるように、考課基準や運用ルールを適宜見直すことに加え、所属や考課者によって考課に隔たりが生じないように、人事考課に関する研修を継続的に実施しております。そういった適切な考課を行い、その結果を人事に反映することが仕事に対する職員のモチベーションの維持・向上につながるものと思いますので、今後も人事考課の適切な運用に努めてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 最近、米本市長をはじめ、執行部の発言にワーク・ライフ・バランスという言葉を目にするようになりました。これは仕事と生活の調和を指しています。個人が仕事の責任を果たしながら、家庭やプライベートの時間を拡充することを目指す。このことにより仕事の効率が向上し、生活の質が向上するということを期待しているものであります。

具体的には、労働時間の適正化やプライベート時間を優先することが重要であり、働きやすい環境を整えることを求めるものです。

それでは、ワーク・ライフ・バランス、それから女性職員ですね。女性職員が活躍できる

職場環境の整備、これは人事戦略には必要不可欠と考えますが、本市の取り組みを伺いまして、今回の一般質問をこれにて終了をいたします。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） ご指摘ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、現在ワーク・ライフ・バランスの充実や女性が働きやすい環境の整備は、職場に求められる重要な要素であると認識しております。そういったワーク・ライフ・バランスの充実や、女性が働きやすい環境が職員のウェルビーイングの向上、ウェルビーイングとは、本市の第3期総合戦略のサブタイトルにもなっておりますが、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも満たされた状態のことでありまして、まさに職員のウェルビーイングの向上につながるものと考えております。

総務課では本年度の組織目標にワーク・ライフ・バランスの充実を掲げまして、時間外勤務の縮減や特別休暇制度の周知・取得促進などにこれまで以上に取り組んでまいります。

そのほか今年度新たな取り組みとしましては、女性が管理職を目指して職場で生き生きと働けるように、既に管理職に就いている、もしくはこれから管理職に就く女性職員を対象とした職場リーダー研修を実施いたしました。

今後も、性別にとらわれない適材適所の人事を行うとともに、職員のウェルビーイングの向上、ひいては本市のウェルビーイングの向上に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の一般質問を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○副議長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 場 哲 也

○副議長（片桐文夫） 続いて、伊場哲也議員、ご登壇お願いいたします。

（5 番 伊場哲也 登壇）

○5 番（伊場哲也） 皆さん、こんにちは。議席番号 5 番、伊場です。ただいまより一般質問を行います。

今日は、旭市の将来像を見据えた第 3 期総合戦略、教育の理念である教育の大綱及び現場の実践につながる学校教育指導の指針、そして、先ほど総務課長からありましたウェルビーイング、つまり市民一人ひとりの心身の健康と幸福の向上をどう具現化していくのかという視点から、建設的かつ提言的な質問をさせていただきます。

市民の暮らしをよりよくするため、そして未来の旭をつくる責任を担う一員として真摯に臨みます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項、大項目の 1、第 3 期旭市総合戦略につきまして、3 点お伺いいたします。

1、旭市のこれからの 5 年間、市長のまちづくりへの熱き思いと実現に向けての見解をお伺いいたします。

2、将来都市像のサブテーマとして「健康で心豊かな暮らし “ウェルビーイング” の向上」とした理由についてお伺いいたします。

3、総合戦略の推進に向け、市民一人ひとりが関わり、シビックプライドを育む施策とは何ぞや、お伺いいたします。

大項目 2、第 3 期旭市の教育に関する大綱について。

1、教育大綱の理念が現場の教職員や学校運営にどれだけ浸透しているのか、お伺いいたします。

2、ふるさと教育、教育 D X の推進、夢を育む教育、キャリア教育を具体的にどのように推進するのか、お伺いいたします。

3、学校をコミュニティの核とした地域づくりの実現に向けた教育の推進が、具体的にどのように推進されるのかお伺いいたします。

4、大綱に基づく教育の取り組みと成果について、進行管理の計画が具体的にどのようになっているのかお伺いいたします。

5、児童・生徒の幸福度について、ウェルビーイングの概念をどのように可視化、評価するのかお伺いいたします。

大項目3、令和7年度学校教育指導の指針について。

1、教育大綱と学校教育指導の指針の理念の整合性についてお伺いいたします。

2、学校教育指導の指針におけるウェルビーイングの向上について、見解をお伺いいたします。

以上、大3項目、10の質問要旨でございます。

市長並びに関係課長、簡潔明瞭なるご答弁をいただき、私とのキャッチボールがスムーズにいきますようお願い申し上げ、再質問につきましては質問席にてさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、登壇お願いいたします。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、質問内容1の（1）まちづくりへの熱き思いと実現に向けての見解をご答弁申し上げます。

私は、豊かな旭を次世代へつないでいきたいとの強い思いを持ち、対話による開かれた市政という方針の下、これまで、子ども・子育て支援や医療・福祉の充実、農業をはじめとした産業振興のほか、官民連携による生涯活躍のまちの推進やシティプロモーション、保育所や学校の再編など、様々な施策に取り組んでまいりました。

今年度新たにスタートした第3期総合戦略においても、地方創生と国土強靱化を柱に、将来都市像を「みんなで創る未来ず〜っと大好きなまち旭〜健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上〜」として、四つの基本目標に基づき、本市が重点的に取り組むべき事業はもとより、SDGsの推進やデジタル技術の活用など、多くの施策を盛り込んでおります。

こうした施策にしっかりと取り組むことで、市民一人ひとりが健やかで幸せに満足した暮らしを送ることができるよう、チーム旭として、市民や事業者の皆さんとも力を合わせながら、本市のさらなる発展に向けて、引き続き熱意を持って全力で取り組んでまいります。

続いて、質問内容2の（1）についてご答弁申し上げます。

第3期旭市の教育に関する大綱は、「郷土 夢 未来」を基本理念に掲げ、令和7年度から11年度までの5年間を期間として、本年4月からスタートしたものでございます。第3期は第2期の基本理念を継承しつつ、大綱の理念をより分かりやすく、より具体的な施策を展

開し、教育の充実に取り組むこととしております。第２期との主な変更点は、基本理念を市民に広く知っていただくため、分かりやすさとメッセージ性を考慮し「郷土 夢 未来」とした点でございます。

もう一つは、大綱を策定する際に参酌する国の第４期教育振興基本計画に基づいて「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の二つのコンセプトを取り入れ、基本目標を再構成した点が挙げられます。

教育大綱の教職員への浸透につきましては、年度当初の校長会議において私から直接、教育大綱の基本理念や五つの基本目標を説明し、教職員などへ広く浸透するよう強くお願いしたところでございます。教育委員会においても、教育長との校長面談や教頭研修会などを通じて、教育大綱の浸透を図っているとの報告を受けており、着実に理念の共有が図られているものと思っております。

今後も、子どもたちをはじめ市民一人ひとり、地域や社会が幸せを感じられる教育の実現を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○副議長（片桐文夫） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 私からは、大きな項目の１点目の（２）将来都市像のサブテーマとして「健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上」とした理由、それから（３）のシビックプライドを育む施策についてご回答いたします。

まず（２）です。世界保健機関（WHO）の憲章ではウェルビーイングを、健康とは単に疾病がないという状態ということではなく、肉体的、精神的、そして社会的に完全に満たされた状態にあるという趣旨で用いられておりまして、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略や都道府県などの計画にも用いられております。

総合戦略のサブタイトル、テーマを設定することは、市民、議会、職員、事業者など関係者に対して共通の目的や価値観を明示し、一体感や協働の意識を高める効果が期待できます。総合戦略は、各種施策の総合的な指針を示す市の最上位計画でございまして、ウェルビーイングという言葉は、健康に関する分野だけでなく産業や教育、福祉など、様々な分野にも広く関連する言葉であることから、サブタイトルとして位置づけることとしたものです。

今後、どのように向上させていくのかということにつきましては、第３期総合戦略に掲げる四つの基本目標に基づき様々な施策を推進していく中で、ウェルビーイングの向上を図っていきたいと、このように考えております。

（３）シビックプライドを育む施策についてです。シビックプライドとは、地域への誇り

と愛着を表す言葉で、自分たちの住むまちをよりよく、より誇れるまちにしていこうという、市民の思いを示しております。

総合戦略では、将来都市像の実現に向けて、重点プロジェクトや基本施策を推進していきますが、それらにひもづく事業を実施していくことで、シビックプライドを醸成していくことが可能になると考えております。

具体的な施策について幾つか例を挙げますが、基本施策12の生涯活躍のまち推進では、子どもから高齢者までが交流し、学び、創作することができる場を提供し、市民の連帯感やまちへの愛着を育みます。

施策13、14の移住・定住・交流の促進では、専用ウェブサイトにより旭市のよさや移住者の声を積極的に発信し、ロケツーリズムでは旭市の魅力や認知度の向上を図り、市民の地域に対する誇りと愛着心の醸成を図ります。

施策21の広報・広聴・情報公開の充実では、市民と直接話し合う場である意見交換会などを通じて、よりまちづくりへの関心を高め、市民自らが主体的に関わる機運の醸成と環境づくりを促進いたします。

施策22の保健・医療の充実では、市職員が中心となってC C Dプロジェクトの普及啓発を行い、市民全体で健康づくりに取り組む姿勢を醸成することにより、地域への帰属意識を高めることにつながります。

これらの事業を着実に推進することにより、本市に対する誇りと愛着、シビックプライドの醸成につながることが期待できると考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私からは大きな項目2番の第3期旭市の教育に関する大綱についてと、項目3の令和7年度学校教育指導の指針について、順に回答を申し上げます。

初めに（2）ふるさと教育、教育D Xの推進、夢を育む教育、キャリア教育を、具体的にどのように推進するかについて回答申し上げます。

教育大綱の基本目標に位置づけられている、これら四つの項目につきましては、学校教育指導の指針におきまして具体的な取り組みを示してございます。

一部を申し上げますと、ふるさと教育では、地域の歴史や資源を活用した学びの充実のために、本市の偉人を紹介した郷土史本「あさひ輝いた人々」や、小学3、4年生向けの社会

科副読本「わたしたちの旭市」の活用を推進してまいります。

教育DXの推進では、グローバル化への対応能力の育成や、学校における働き方改革を推進していくため、子どもたちや教職員に貸出しをしているタブレット端末や校務用パソコンの効果的活用について、指導・助言をしてまいります。

夢を育む教育では、子どもたちの好奇心を引き出す、探求的な学びの充実に向けた教職員へのフォローアップ研修を推進するとともに、夢や希望を育む教育活動や体験学習の一助とした「学校いきいきプラン」の有効活用を推進してまいります。

キャリア教育では、ステップ・シートを活用し、子どもたちが自分らしく生きるための基盤となる資質・能力の育成を推進してまいります。また、社会的な体験活動の充実のために、キャリアパスポートの活用を推進してまいります。

続きまして、（３）の学校をコミュニティの核とした地域づくりの実現に向けた教育の推進が、具体的にどのようなものかということに回答いたします。

学校をコミュニティの核とした地域づくり実現に向けた教育については、未来を担う子どもたちの豊かな学びと健やかな成長のため、学校・家庭・地域が協働して子どもたちを支えていく必要があると認識しております。令和６年度からは、市内全小・中学校に学校運営協議会が設置され、保護者や地域の代表者が学校に集まって地域の未来について話し合い、どんな子どもたちに育ってほしいのか、学校と地域が一緒になって考えながら、学校運営を進めているところです。

続きまして、（４）大綱に基づく教育の取り組みと成果について、進行管理の計画が具体的にどのようなになっているかというものについて回答をいたします。

教育大綱に基づく教育の取り組みと成果につきましては、教育委員会の施策及び各事業に関する点検評価により、年１度確認を行っているところです。また、第３期の教育大綱につきましては、運用３年目となる令和９年度に、総合教育会議において中間評価を実施する予定でございます。

学校教育においては、校長との面談や学校訪問でのヒアリングを通して、実態の把握や取り組みの進捗状況を確認しております。

続いて、（５）の児童・生徒の幸福度について、ウェルビーイングの概念をどのように可視化、評価するのかというところでございます。

児童・生徒の幸福度については、各学校における学校評価アンケートにより検証が可能であると認識しております。この学校評価アンケートの項目は、学校生活における児童・生徒

の精神面や健康面、自己肯定感や人間関係など、様々な項目ごとに自己評価されたものを集計し、数値化した上で、各学校のホームページなどで公表をしております。

また、このアンケートは、児童・生徒だけでなく保護者や教職員にも行っておりまして、これらの結果を学校運営協議会委員などの第三者に評価していただきながら、学校運営にも生かしているところでございます。

続きまして、大きな3の項目の、令和7年度学校教育指導の指針についてのうちの（1）教育大綱と学校教育指導の指針の理念の整合性について伺うについて回答いたします。

大綱の基本目標4の、豊かな人生を支えるための学びにつきましては、学校教育も含めた生涯にわたる学びの支援を目指すものでありまして、生涯学習社会の実現に向けた目標でございます。学校教育におきましては、大綱の基本目標4に示された内容について、指導の指針の中でもバランスよく取り入れ、授業や学校行事を通して育成するものと捉えております。

続きまして、（2）学校教育指導の指針におけるウェルビーイングの向上についての見解を伺うということでございます。

学校教育指導の指針では、教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上を目指し、自己肯定感や夢の実現など、教職員や子どもたちが理解しやすい具体的な言葉で表現してございます。大綱でウェルビーイングと表記していることや言葉の認知が進んでいることも踏まえ、指導の指針の改訂に合わせて、こちらのウェルビーイングの文言についても前向きに、これを載せることを検討してまいります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） それでは、再質問をさせていただきます。

まずは米本市長。市長は令和7年度からスタートした第3期旭市の総合戦略において、ウェルビーイングの向上を将来都市像として掲げ、そして、私どもの手元にも配付していただきました。「みんなで創る未来ず〜っと大好きなまち旭」、この実現を目指す。そして今熱い思い、これから5年間、お気持ちをお聞かせいただきました。

生まれも育ちも旭市である市長は、旭市が自然も食も子育ての環境もすばらしい力をたくさん持っており、ポテンシャルが旭市は高いんだよという認識をされていらっしゃる。その魅力をこれからの未来にもつなぎ、誰もが住んでよかったと、ここで子どもを育ててよかったと、ずっと住み続けたい、また戻ってきたいと思えるまちにしていきたいと、そういうお考えでございます。

そこには、やはり市長の熱き思いと併せて市民の力、これがしっかりと合致することが大切なのではないかと、私、伊場哲也は考えます。

市長はもう既に、来月7月20日投開票が予定されている旭市市長選挙、出馬表明もされておりますし、ただいまお話しいただきましたように、旭市のまちづくりの最上位計画である第3期旭市総合戦略について、この先の5年間、内に秘めたる思い多々あるのではないかと、そのように思います。

そこで、市民と共有をしていくといった視点から、今日私が話題にしたいのはウェルビーイング、いわゆる心が本当に幸せ感に満たされているかどうか。主観的なウェルビーイング、客観的なウェルビーイング、いろいろございます。そういう中で、進捗を市民とどのように共有していくのか。実効性ある戦略実現の鍵、これを解き明かしていくのかということについて、二つご提言をさせていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

熱意ある言葉を市民とともに共感されていく、その言葉を行動に仕掛けていくための戦略といいますか仕掛けづくり、一つ。旭市独自のウェルビーイング指標、これを担当課長を筆頭に庁内横断的に協議いただき、市民満足度調査、これでもって数値化していく、見える化していくと。その結果どうであったのかといったものを、レポートでもいいですよ、ホームページに上げていただけないかということ。

二つ目、四つの基本目標、これが総合戦略に記載されております。目標達成に向けての評価指標に対して本年度はどうだったのかと。年度ごとにその進捗状況、レポートとして公表していただくということ。5年後にこうでしたよではなくて、今年度やってみてこうだったと、令和8年度はこうだったという年次レポート、これの公表。この2点について市長のお考えをお聞かせいただけませんか。お願いします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 市独自のウェルビーイング指標、それから年次のレポート、そういうものを公表してはどうかというご提言でございます。

市独自のウェルビーイング指標ということでございますが、全国にはこの指標を作成している自治体が幾つかございます。ただ、その状況を見てみますと、指標の策定、それからその進捗管理、またその分析に係る業務が膨大であるといったことで、その開発と活用がやや停滞しているという状況にあるといった、そういったご指摘もございます。

本市としましては、独自のウェルビーイング指標をあえて設けることはせずに、総合戦略

の基本目標ごとに設定した数値目標、これまでも実施している事務事業評価などによりまして、評価をしていきたいと考えております。これらの事務事業評価などは毎年のようにホームページ等で公開しておりますので、こちらで市民のほうにお知らせしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 可視化・見える化を図るための指標づくりはしないということ、これではよろしいですか、課長。今聞いていなかったでしょう。止めてください、議長。

○副議長（片桐文夫） 暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

○副議長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 可視化・見える化ということでございますけれども、ウェルビーイング指標というのは、デジタル庁が毎年公表している指標もございますので、そちらのほうで旭市の幸福度といいますかウェルビーイング指標、こちらのほうをはかっていききたいと、そのように考えております。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 3回目の質問をさせていただきます。

ウェルビーイング指標はデジタル庁だけの公表ではございません。課長ご存じのとおり、副課長ご存じのとおり、厚生労働省もウェルビーイング指標を公表しております。文部科学省もウェルビーイングについてはこういうものだよという定義づけ、あわせて、こういうふうに市を活性化していくための指標等々を提出していただいております。分かりました。

それでは、課長。これはいかがですか、提言させていただきます。旭市の未来を市民とともに築いていく上でやっぱり大事なものは、その理念と行動の橋渡し、市民を巻き込んで市民にも理解してもらおうと、抽象的なスローガンで終わってしまっては駄目なんですね。したがって、市民はどう感じているのか、どこまで進んだのかということを見える化していく、

可視化していく、見える形にしていく、その工夫が大事なんですね。

業務多忙に拍車をかけてしまっは本末転倒になりますので、それでは、市民と行政が協働して、共にこの総合戦略について語り合うチーム旭フォーラムですとか、あるいは旭市総合戦略市民シンポジウム、報告会ですとか、こういったシンポジウム、あるいはフォーラムを開催できませんかね。東総文化会館小ホール、あるいは大ホールでも結構だと思いますけどね。

市長が熱き思いがある今この時期、また実際やってみて、施策の進捗状況を市民にも十分ご理解いただく、そういう意味で、市民向けの進行管理にのっとったフォーラムやシンポジウムの開催、これをぜひ企画政策課、総務課がタイアップして開催していただけないものかと。そうでないと市民は分かりませんもの。

これは私が言うまでもなく、これまでの第2期の総合戦略、厚さ1.5倍ぐらいになっています。すごくよくできているんですよ。私が言うまでもなく。他の市町村と、自治体と比べてどこがすごいか、やっぱり人口ビジョンの下に総合戦略を立てられて、市町村によっては総合計画。ここに、やはり行政改革のアクションプラン、なおかつ国土強靱化地域計画、これを合本して1冊にしている。これがまず素晴らしい。

しかしながら、ちょっとこの後話題にしますけれども、総合戦略についてすばらし過ぎてしまうのではないかと、おやおやと思うようなところもあるんですね。皆さんはどうお考えでしょうかね。

ちょっとずれてしまうかもしれませんが、言わせてください。「“健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクト」というのが重点プロジェクトにありますよね、副市長ね。これはすごいですよ。ほかの自治体の皆さん、みんな旭市に来たくなってしまうですよ。

読んでみますね。CCDプロジェクトとの連携なんですけれども、市の特性を生かして「住んでいるだけで“健幸”になれるまちづくりの推進」、もう旭市にいてだけで「健幸」になってしまうんですよという誤解を招きかねないのでね。これはやっぱりCCDプロジェクトの推進なんですけれども。これはやはり、概要版が各家庭に配られました。ほとんど読まないでその辺に置いてあるというそういう実態も、どうですか。

そこを鑑みれば、これはやっぱり実際に市民とこの総合戦略について語り合うフォーラムですとか、あるいはシンポジウム的な市政報告会でもいいんですけれども、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか、ご見解をお聞かせください。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 市民フォーラムの開催というご提言をいただきありがとうございます。
います。

市では、これまでもそういった地域の方々と話し合う地域意見交換会の開催や、それから「住みたいまち、住み続けたいまち」をテーマといたしました市民と市長による対話集会、それから職員によるまちづくり出前講座などを積極的に行っております。今後もこのような様々な機会を通じまして、市の計画や取り組みについて説明をし、市民の皆さんの声を聞きながら、まちづくりや地域の課題解決に向けた協働・共創を推進してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 市民と語る会と趣旨が違うのです。私がお伝えしているのは、課長、総合戦略について。これについて、5年間の計画を立ててこういうふうに行っているんですよという、そういう中で今年度はこういうことがここまでできた等々の、この総合戦略にフォーカスした市民フォーラムとか、進捗状況の説明会ですとか、そういった開催はいかがかといったことをお伝えしているのですけれども。ちょっとキャッチボールがうまくいかなかったようですけれどもね。ご検討いただければありがたいと。

そこで4回目の、市長ここで答弁いただくと誠にうれしいのですけれども、どんなものですかね。市長ご自身のウェルビーイングとは、米本市長、どのように、ご自身の主観的なウェルビーイングで結構です。これをお話いただけますと、プライベートのことで恐縮ですけれども、ありがたいなと。いかがでしょうか。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 私にとってのウェルビーイングでございますが、先ほど申し上げました回答と一部重複するところもございますが、第3期総合戦略の基本目標達成のための評価指標として、多くの市民が雇用の確保や子育て支援に満足すること。また、旭市が好き、旭市にずっと住み続けたいと思うことを示していますように、市民一人ひとりが健やかで幸せに満足した暮らしができている状態、これこそが旭市長としてのウェルビーイングでございます。

○副議長（片桐文夫） 一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○副議長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊場哲也議員の一般質問を行います。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） （2）の2回目の質問ということでよろしいでしょうか。

市長、先ほど個人的なウエルビーイング、ご回答ありがとうございました。この場で個人的なウエルビーイングをお伝えしても何の意味がないかもしれませんが、私、伊場哲也にとってのウエルビーイングは何だと、毎日ございます。明るいつ方の4時半です。80代前半で気持ちよくシャワーを浴びて帰ってきた後のプシュ、これが私のウエルビーイング。本当にレベルが低くて申し訳ないですけれども。

それでは、先ほど課長からいただきました旭市版の指標、ウエルビーイングについて指標をつくらないということでしたけれども、よくよく考えて、やはり皆さんが一生懸命、毎日苦勞、尽力されて施策を実行しながら目標に向かって日々仕事をされているというその頑張り度、進捗度、これがやはり必要なのかなというふうに思うんです。単なるスローガンで終わらせてしまっただけではいけませんし、どのように向上したのか否か、何で判断するのか、どのようにおはかりになるのかというのがやはり課題なのではないかと、進捗の評価基準、成果の測定基準、いわゆるKPIの設定がなければ、課長、単なるスローガンで終わってしまうのではないですか、そういう懸念はお持ちでございませんか、この点はいかがですか、お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 先ほどの回答にもなりますけれども、本市の独自のウエルビーイング指標の設定は、今のところ予定しておりませんが、このご質問をいただいた際に、議員のほうから情報をいただきました地方自治研究機構「ウエルビーイング指標に基づく自治体政策に関する調査研究」というレポートがあるよというお話で、これ160ページにもわたるレポートでしたけれども、私の方も隅から隅まで見る時間はちょっとありませんでしたので、少し見せていただいた中で、その中で挙げられている、報告されている中には、ウ

エルビーイング指標というのは主観指標、それと客観指標と二つの指標を示す必要があって、この両者を組み合わせることで、本質的なウェルビーイングの理解が可能になるというふうに言われております。主観指標というのは、個人が自分の生活や人生にどれだけ満足しているか、主観的な幸福感をはかる指標、客観指標というのは、誰が見ても同じように測定評価できる外的測定可能なデータのことで、外から見える実態を数値などで表す指標、このように提言されております。

総合戦略におきましては、現在各事業においてK P I というものを設定しております。そこで数値を推し量っているわけですが、これに加えて、この主観指標であるとか客観指標、これらをまた設定するということは、多忙な業務といいますか、かなり膨大な事務量が増えることも想定されます。このレポートの中にもありますとおり、各自治体でこの指標の作成は行われていますけれども、活用策がなかなか不十分で停滞してしまうというような課題も報告されておりますので、市としての評価は、一旦はK P I というもので評価をするということで進めていきたいと思っておりますし、このウェルビーイング指標につきましては、先行している自治体のこういった研究の成果、レポート等もありますので、そういったものを見ながらちょっと勉強、研究していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 理解させていただきました。そうしますと、総合戦略に設定しているK P I と併せて、ウェルビーイング指標について一体どういうふうに自治体として進めていったらいいか研究・検討というお話がありましたので、課長、これもご存じのとおり、デジタル庁で推進しているファシリテーター育成の研修がございます。ぜひ旭市でも取り入れて、市職員をはじめ我々も含めて市民が少しでも市が目指している方向性を理解できるようなそういったデジタル庁職員によるワークショップ開催、ぜひこれをやりましょうよ。でないと、せっかく米本市長が掲げた市政、施策の実現がより具体化できなくなってしまうという懸念を持っているので、そういう提言をさせていただきました。いかがでしょうか、ワークショップの開催。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） デジタル庁が実施しますファシリテーター紹介・派遣事業ということで、これを活用した指標の定義への理解などを目的とした自治体向けの支援策という

ことのご提案だと思います。このウェルビーイング指標につきましては、先進自治体などの例を見ますと、先ほども言いましたとおり、評価結果を政策に反映することがなかなか難しいといったことがあるようでございますので、本市としてその評価結果、有効な活用が見込まれるような状況になりましたらば、このワークショップの開催についても検討していきたいと思います。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 分かりました。その時期がなるべく早く来ることを望んでおります。

（3）のシビックプライドの育成、こちらのほうの第2回目の質問をさせていただきます。よろしいでしょうか。

先ほどもちょっと触れたんですけれども、住んでいるだけで健幸、いわゆるウェルビーイングが味わえるよと。それが市民一人ひとりのシビックプライドにつながっていくよと、醸成できるよと。住んでいるだけで健幸になれるまちづくり、すごいですよね。

そこで、提言ですけれども、すぐやりましょうって、市民全体で取り組む活動、すぐやりましょうよ、実際やっていると思うんです。高齢者筋肉トレーニング事業ですとか、健康増進センター事業、あさひ健康応援ポイント等々を活用した旭市CCDプロジェクト推進、これですね、ちょっと見ましたら、三つのチームが構成されていますよね、CCDプロジェクト。ヘルシーナッジチーム、ユニサポチーム、歩きたくなるまちチーム、CCDプロジェクトの認定のウォーキングコースというのは、何コースぐらい設定できましたでしょうかという質問が一つ。そして、もうどんどんやっていきましょって、国内で2市しかないんですよ、旭市ともう一つ、副課長ご存じですけれども、どんどん積極的に推進していきましょ。掲げた新事業、いかがでしょうか。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 大変申し訳ございません。CCDプロジェクトが設定したウォーキングコースが何コースあるかということでございますが、ちょっと私が記憶している中では、文化の杜公園のコース、それからスポ森のコース、あと海上のコースで三つ、各地域に一つずつは設定されていたかなと思います。ちょっと確認が取れ次第、報告させていただければと思います。

また、CCDプロジェクトの新規プロジェクトということでございますけれども、一旦CCDプロジェクトについては、今年末をもって一旦協定の期間が切れることになっております。

千葉大ですとかノボノルディスクファーマ社との３者協定につきまして、一定の期間が終わりますので、今年末をもってということなのですが、第３期総合戦略にも、うたっておりますので、このプロジェクトについては引き続き継続していきたいということで、３者間で今協議を進めているところでございます。そういった中で引き続き継続していければと考えておりますので、その中で新たな健康に対する取り組み、新規の事業というものを考えていきたいと、このように考えております。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○５番（伊場哲也） ３回目の質問になりましょうか、やはり旭にいて、生活していて健康の事業に取り組んでこそウエルビーイング、いわゆる健康、健やかさが幸せに感じる、そういうプログラム事業の推進だというふうに思いますので、だから、積極的にやりましょうと、これについては異論はないと思うんです。ただ、いかように進めるか等々の方法だと思いますけれども、これは市のほうでリーダーシップを発揮していただいて、市民にＰＲをしていただければなんと、ましてや今これじゃないですか、公用車に貼ってありますよね。これをどんどん市制20周年で取り組んでいければなんと、そんなふうにするんです。で、俺、旭でよかったよと、旭はこんなこともやっているんだ、あんなこともやっているんだよと、体育館だってすごいよって、中学校みんなクーラーついているし、エアコンの中で気持ちよくバンバン部活やっているよと。水だって全然問題ないよと、がぶがぶ本当にお代わりしながら飲んでいるよ、すごいよ旭って。それが最終的には物理的な側面の支援かと思いますけれども、シビックプライドにもつながっていくのかなと、そんなふうだと思いますけれども、いずれにしても、健康に関わるような事業推進を積極的に市としても取り組んでいただければなんと、このようにしてシビックプライドの醸成を積極的に心がけて、なおなおいただければなんとというふうに思います。

そこで、次の質問に移らせていただきます。よろしいでしょうか、課長、総合戦略について終わります。ご安心ください。

続きまして、２番目、第１項目の教育に関する大綱、こちらのほうの２回目の再質問に移らせていただきます。

理念の実現が校長会等々いろいろ伝えて、現場には伝わっているというお話をいただきましたけども、実際そうでしょうか。現場の状況、可能な範囲内で私、大綱について皆さん理解していますよねということで情報収集、情報入手しました。確かに校長室の入口、職員室の入口等々に私の時代でもそうでしたけれども、掲示してあります。何か掲示だけで終わっ

てしまっているやの感が決してないわけではないです。

そこで、提言的な質問ということでさせていただきます。

一つ、先生方が授業で活用しやすいような分かりやすい指導資料、こういったものをつくってお配りしたらいいのではないかなと、先生方の大綱理解のバックアップにつながるのではないかなと思います。あわせて、保護者に対して、また児童・生徒に対して、大綱の趣旨、これが伝わるようなリーフレット、こんなのも学校を通じてお配りしたら、より理解が進むのではないかなというふうに思います。

3点目、校内研修あるいは学校行事を通して、大綱の理念を現場で、学校の現場で体感できるよう市が推奨する。こんなことを考えておりますけれども、教育総務課長、いかがでしょうか、ご見解をお願いします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 提言ありがとうございます。今議員おっしゃいました3点ということで、分かりやすい資料ですとかリーフレット、学校内研修というようなお話がありました。現在、学校に対しまして教育委員会のほうから具体的な依頼ということはしておりません。しかしながら、各学校の校長のほうは、教育大綱及び学校教育指導の指針の基本理念や基本目標などを基に、児童・生徒などの実態を踏まえた学校教育目標と重点項目を設定し、職員会議において、全ての教職員に説明して共有を図っているところでございます。

教職員のほうは、校長が示した学校教育目標の具現化に向けまして、それぞれの立場で目標を設定し、教育活動を進めておりますので、教育大綱の理念や基本目標が職員一人ひとりの取り組みの根底にあるというふうに認識をしております。また、家庭に対しましても、学校要覧や学校だよりなどを通じて周知を図っているところでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） さらに、だってこれ大事でしょう、これで進んでいくんですね、市長、教育長、総務課長、これで進んでいくんですね。旭市の学校教育というのは、向こう5年間、基本理念「郷土 夢 未来」、これです。憲法みたいなもので、教育の推進の理念なので、やはり可能な範囲内で市としても十分ご理解いただけるような努力は必要だということをお伝えしたいんです。理念を、より多くの市民を巻き込んで、児童・生徒、保護者、教職員、実際、学校現場の先生方を中心に。では、これはどうですか、標語を募集するなんてい

うのは。この理念にのっとった標語を皆さん、今までは市から仕掛ける、逆に仕掛けて学校の先生方、保護者、子どもたちからもらう、その一例を標語募集と、児童・生徒には旭市の教育を象徴するような標語募集の投げかけ、当然現場の先生方が例を示しながら、こんなの皆さんつくれますか、これがまさに子どもたちの未来に期待する、旭の教育に期待する思いだとか、そういったものが標語に表れるのではないかと、私は推測、想定したんですけれどもね。

保護者様におかれては、保護者の皆様方が期待する学校像、ましてや今、学校再編をやっているわけですから、うちの娘、うちの息子を通わせている学校が、将来にわたってこんな学校であったらやはりいいよね、まして時代がこういう流れになっているわけだから、保護者の皆様、何か市に期待する標語をいただけませんか。広報あさひか何かで募集したらいいのかな。

先生方には、市教育委員会とともに目指す教育の姿、やはり熱い思いがあると思いますよ、先生方には。それを標語にさせていただいて、あるいはスローガン募集でもいいかと思いますが、こんのような取り組みをして、みんなで作る学校教育、推奨してみるというお考えは、教育総務課長、ございませんか。いかがでしょうか。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 標語の募集ということでございました。学校を含め、みんなで作る学校教育というところ、非常に大事だと思っております。市としましては、教育大綱の理念を徹底させていくということは大変重要だと認識しております。議員のご提案につきましては、校長会等とも連携の下、参考にさせていただきながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） なぜこういうことをお伝え申し上げているかといいますと、やはり変わるときじゃないですか。だからこそ、このチャンスを利用してということをお伝えしているのです。今までどおりの通り一遍の旭市の学校はこうだよではなくて、先ほども言いました。再編で学校数が変わるんです。同時に教育内容も変わる。そして今変わる、変わる、移行期、移行期、だからこそ、市教育委員会のほうで積極的に大綱だとか指導の指針だとか、市の理念を受けて、仕掛けていくべきではないかと。そうすれば後れを取らずに進んでいるよと、

旭で教育を受けたいよと、そんなことに必ずやつながると、そんなふうにするんです。

幸せに生きる力、地域への愛、夢を追う力、大綱には、やはり人間の根源的な力に焦点を当てているんですよ。非常に高い理想を掲げておりますので、ぜひ関係する人たちがその理念を共有して、理解してもらって、市に協力する、学校に協力する、先生方に協力していく、地域全体の教育力を上げていく。私はそれが大事だと思います。

でも、余分な仕事を与えるというつもりは毛頭ございませんので、どういうふうにしていったら理念が浸透していくのかと、実際に主役である児童・生徒に返していけるのかなと、それが親御さんに反映させることができるのかな、理解していただくことができるのかな、先生方ももっともっとやる気を持っていただけるのかなという取り組みが必要だと、そんなふうな考えです。

(2) のほうに移ります。よろしいでしょうか。

ふるさと教育、D X推進、夢を育む教育、キャリア教育、これについてもご回答いただきました。2回目の質問でございますけれども、学校現場からの要望、これは相当集約しておりますか。特にD X推進についてお伺いいたしますけれども、体育館でのネット環境が本当に悪いんだよ、重くて全然つながらないんだよな、何とかしてもらえないのかなと。1人1台タブレット、自由に持って帰って思う存分使いたいんだよな、先生方に貸与された1人1台のP C、使いづらいんだよと、情報の漏えいも気を遣わなければいけないし等々で使い勝手が悪いという現状に対して、市が何か解決してくれるような方針、方策、それについてどうでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 本市におきましては、各学校のI C Tの教育担当教員と年間5回の推進委員会を開催しておりまして、学校の要望等におきましても、この推進委員会で伺っているところでございます。具体的には、タブレット端末を複数のクラスで同時接続すると通信が遅くなる。今議員おっしゃいました。動かないなど、授業などに支障が出ているので改善してほしいと要望が出ておりまして、その対応としまして、本年夏季休業中にアクセスポイントの増設や回線の増強などの改修を行いまして、有効活用に向けたネットワーク環境の整備を進めてまいります。

また、児童・生徒のタブレット端末の家庭への持ち帰りにつきましては、自主学習や家庭学習を充実させるための活用、更新作業の必要な年度末休業を除いた長期休業中における課

題解決学習などでの積極的利用を教育委員会としましても推奨しております。

実際の運用につきましては、児童・生徒の実態、その他様々な状況を踏まえまして、各学校で柔軟に対応しているところでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 要はせっかく配られたものだから、それを有効活用、利用できるようなそういうバックアップ体制、支援をお願いしたいということでご理解ください。

3回目の質問に移ります。夢を育む教育について、これはいかがでしょうか。2点に絞って質問をいたします。

一つ、どういう方針、定義づけなのか。教育大綱における理念としての位置づけを確認させてください。

一つ、この成果、夢を育むことができたなど、成果をどのように評価、また改善する、そういうお考えなのかと。教育委員会としてPDCA、外部評価を通じた検証の考え方、教えてください。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 本市では「夢」を、人の能力を可能な限り発展させる大きな原動力と捉えております。子どもたちが自らやってみたい、そうなりたいと強く思い、学び続けることが重要であるというふう認識をしているところでございます。そのために好奇心を高めたり、心を動かしたりする多様な学びや体験、イベントを活用して夢を育む教育のほうを推進してまいります。

具体的な取り組みとしましては、各学校において、地域の職業人と語る会、旭農業学校との連携授業、サーフィン教室、地区の農水産業見学、海岸清掃など地域の教育力を生かした自然的、社会的な体験活動や奉仕活動などの充実も図っております。

夢を育む教育の成果につきましては、学校いきいきプラン事業において、プロスポーツ選手との交流、文化・芸術鑑賞など学校が主体的に特色ある教育活動を展開しており、学識経験者からは、教育的効果の大きさと本市独自の誇るべき事業として高く評価をされているところでございます。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 将来を背負ってくださるであろう子どもたちの育成ですから、人に、教育に投資をする、これはとても大事なことだというふうに思います。それで、この大綱にも書かれています。旭、ドリーム、フューチャー、ど真ん中にドリームとあります。この理念の「郷土 夢 未来」これへの対応での英語、これはやはり大切にされている表れだというふうに思います。ぜひ推進をより一層していただきたいと思います。

（3）学校をコミュニティの核とした地域づくり、この実現に向けて、具体的に学校だけで何かやろうと思ってもできませんので、やはり保護者ですとか、先ほども言いましたように、もちろん児童・生徒、それから地域の活力、これも絶対必要なんですよ。学校と地域の連携を具体的にどのように機能させているのかお伺いいたします。できれば体制とか仕組み、これもお答えいただければありがたいです。お願いします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） それでは、学校と地域の連携等ということで回答させていただきます。

学校と地域の連携については、地域学校協働活動で進めております。令和5年度にモデル校5校、矢指、共和、滝郷、飯岡、古城小で活動を開始し、令和6年度からは市内全小・中学校に地域学校協働本部を設置し、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と一体となり、地域コーディネーターを中心に、地域ボランティアの協力を得ながら、様々な活動を実施しております。

活動内容ですが、登下校の見守り、学習・体験活動、環境整備、美化活動、学校行事など、また地域の清掃や防災活動、お祭りの行事に参加し、地域の活性化にも貢献をしております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 大綱の基本目標に基づいての取り組みなのであるというふうに思いますけれども、ずっと大好きなまち旭の実現とのつながりについて、教育目標や将来ビジョンと、これらの活動がどのように結びついて、どのように地域づくりに貢献しているのか、成果を可能な範囲内でお聞かせください。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 成果というお話であったと思います。成果としましては、地域コーディネーターがつなぎ役として、学校のニーズに対しまして、地域ボランティアの方が参画し、成果を出していただいております。例えば授業の支援というところで、昔の遊び、田植、ミシン学習、歯磨き指導、クラブ活動等の指導、あと読み聞かせなど、また、先ほど環境整備というお話をさせていただきましたが、花壇や通学路、PTAによる除草作業、学校行事の補助ということで運動会やマラソン大会、文化祭等の補助をさせていただいております。

また、授業の中には先ほどミシン活動というお話をさせていただきましたが、地域の方にお手伝いをいただいて、学校としては大変助かっておりますというような言葉もいただいております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 4回目の質問をさせてください。

今後の課題と市の支援方針について、ボランティアといえども、やはり持続可能な活動するために必要な人材育成ですとか、財政支援ですとか、地域コーディネーターの配置等々、大変だと思いますけれども、推進していく上での課題認識と支援方法、これについてお聞かせください。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） それでは、人材育成、支援等ということであります。

まず、活動することで把握できる課題については、今後対応していきたいと思っております。またコーディネーター連絡会ということで、年5回ほど実施することによりまして、コーディネーターの情報交換等により、取り組みやすい活動や課題を共有しているところであります。学校への具体的な活動内容の周知、活用のための情報発信、地域住民への情報発信、学校現場での困り事と協働活動をつなげていくための工夫が必要と考えております。できる人が、できる時に、できることを基本に、無理のない範囲で実施可能な活動を企画していきましょうということで進めているところであります。

また、各コーディネーターですが、各小・中学校に1人ずつ配置をさせてもらっておりますが、コーディネーターの相談役や取りまとめを行う統括コーディネーターということで生涯学習課内に設置をさせていただいております、さらに社会教育指導員が各学校の活動に

対してサポートを行っているところであります。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。学校を核にしての地域づくり、まちづくり、今後の推進ということでよろしくお願いします。

（4）のほうに移ります。教育大綱の評価、進行管理の在り方の再質問ですけれども、教育委員会の点検・評価報告書、令和5年度分につきましては、昨年6月の議会で配られました。この中で学識経験者から出された多数の提言、つまり何々してくださいとか何々を進めてください。これは令和7年度の教育施策あるいは学校教育指導の指針に具体的にどのような生かされたのかお尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 点検評価での学識経験者からの意見は、事業の在り方や成果、課題を整理し、事業を推進する上でとても重要であると認識しております。

その中で指摘や課題があるとされた事業につきましては、取り組み内容を再確認し、手法を変更するなど適宜見直しを行っております。一定の評価を受けた事業につきましては、事業の有効性をさらに高められるよう努めております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 3回目の質問になりますけれども、課長、毎年行っておりますし、今後についても当然されるわけですね。これは法的な縛りがあるじゃないですか。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条1項、2項と。それに基づいて市のほうは対応しているわけですね。この評価、執行に係る点検、教育総務課長、そのポイントは何だというふうにお考えですか、お聞かせ願えますか。四つありますよね、お願いします。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条ということで、こちらにつきまして、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告を議会に提出し、公表するということによりまして、効果的な教育行政の推進に資すると、住民への説明責任を果たしていくというところで、

教育委員会の責任体制を明確にするという規定でございます。

この法律のポイントとしましては、1点目としまして、報告書を議会へ提出し、公表するということで、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすというところでございます。

また、学識経験を有する者の知見の活用を図るとございます。こちらについては客観性を確保するというところでございます。また事務の透明性の確保、こういったこともあると思います。教育委員会の事務の管理及び執行に係る点検・評価は、総合戦略とも整合性を図っておりますので、この辺でまちづくり全体に対しての教育のほうも、こちらで確認しながら進められているというふうに捉えております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ポイントを4点、しっかりと回答いただきました。引き続き毎年、そのように点検・評価をされるわけで、言いたいことは、やはり学識経験者の知見を有効活用するという、そこなんです。そうでないと学識経験者に意見を求めた意味がないと。したがって、今後は具体的に得た感想なり考えなり、こうしてくださいよ、こういうことを期待しますよ、これをお願いします等々については、PDCAを回すときのAの部分に次年度にこのように位置づけましたよという明言化をしていただきたいんです。そうでないと専門家である先生方も分かりませんので、学識経験者からいただいたことを今年度は、市教育委員会として取りまとめて、この点とこの点とこの点を優先順位を絞ってこういうふうにしたという明言化を図る。いかがですか、この点。

○副議長（片桐文夫） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 現在、各事業の推進状況及び評価につきましては、教育に関する大綱と総合戦略掲載事業の体系を示しまして、個々の事業について、事業名、事業内容、取り組み内容及び結果とそれに対する5段階評価を示しております。さらに前年までの学識経験者からの意見はもとより、変化する教育課題の現況を踏まえまして、PDCAサイクルのAとする今後の取り組み・課題を示し、さらなる事業の改善を目指しているところでございます。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 点検評価の意義がそこだというふうにも捉えられますので、落とさずに必ずAに位置づける、そういう取り組みを今後も引き続きお願いしたいというふうに思います。

（5）ウエルビーイングの概念の可視化・評価、こちらのほうの再質問に移ります。

再度お伺いしますが、市教育委員会としての仕掛けるもの、見える化するために、この点再度、もう一度、私は絶対必要だと、じゃないと見えないもん。その点もう一度お伺いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 現在、教育委員会としましては、子どもたちや教職員にウエルビーイングについて理解してもらうように努めているところでございます。各学校においては、今日もいい一日だったと実感できるウエルビーイングな学校やいろいろなことがあっても、一日の終わりに今日は楽しかったと思えることというような経営方針を掲げるなど、校長を中心にウエルビーイングの概念を広げようとする意識が高まっていると捉えております。

また、子どもの悩みなどに適切に対応する教育相談の充実や楽しく分かる授業の工夫、改善、児童・生徒同士のいじめ及び教職員による体罰や不適切な指導の未然防止など、既に児童・生徒のウエルビーイングの認識につながる様々な取り組みが進められているというふうに考えております。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 課長、現場の先生方、あるいはお子さんでもいいですよ、知り合いの。ウエルビーイング、君たち、知っている等々のお話をされた経験はございますか。今知っているよというか、進めているよというお話がありましたけれども、先ほども言いましたけれども、小学校の男性、女性の校長、中学校の男性、女性の校長、中学校の男性、女性の教頭、小学校の男性、女性の教頭、教諭全体、養護教諭、他の自治体、匝瑳市等々も含めて、可能な範囲内で私は情報を入手しました。結論からいって浸透していません。あれっ、先生何でしたかと慌てて、そういえば最近よく聞くけれどもと、ある校長におかれては、私は本当に努力不足だけれどもと、先生はよく理解しておいてくださいというふうにして終えてしまったと、本当にぶっちゃけ正直なお話もいただいております。まだまだ浸透させる市教育委員会としてのご努力が必要なのではないかと考えますけれども、最後の質問、課長、お願いいたします。

○副議長（片桐文夫） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 教育委員会のほうとしましても、学校のほうの状況を把握しながら、今後ウェルビーイングの浸透につきまして、いろいろなアドバイスをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） でないと、きれいなお題目で終わってしまいますからね。現場でいかに実践してくれるか、これが大事だと思いますので、そこを抜かりなくお願いいたします。

大項目3、時間の関係で学校教育指導の指針について再質問させていただきます。

この教育大綱と学校教育指導の指針の理念の整合性、これですね、これ一部ずれているところがありますけれども、その点について、課長、確認していただきましたでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（片桐文夫） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、回答申し上げます。

整合性ということでございます。教育大綱に示された内容につきましては、学校教育におきましても指針のほうでお示しし、整合性を取っているところでございます。その中で基本目標4の「豊かな人生を支えるための学びを支援します」というところにつきましては、生涯学習と学校教育、それぞれの視点を整理しながらということで、整合性を取りながらバランスよく示しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 一昨日「記録に挑む」6月15日版480号、ここで指針が示されました、「学びのひろば旭」広報。そして先月は大綱について、学びのひろば旭に示されました。これをよくお読みになっていただきたいと思うんですよ。整合性の取れていないところを1点だけお伝えしますので、後ほどご確認ください。

一昨日、広報として、広報あさひで配布された指針、その第4番目の「学校給食の工夫・改善」というのが、4番目の学校を核とした地域社会と進んで関わり、ここに掲げられているんですよ。これは誤りです。学校給食費は今年度から市長の公約の実現ということで、

これは保護者様、大変感謝していますよね。ですので、ここをもう一遍、それこそダブルチェックしていただきたいんです。ここだけお伝え申し上げて、時間の関係もございますので、3番の（2）学校教育指導の指針におけるウェルビーイングの向上について見解をお伺いいたしますということで、先ほども回答いただいておりますけれども、ウェルビーイング、ウェルビーイングっていろいろ聞いているけれども、よく分からないなといったところが実感なのではないかなというふうに思います。これにつきましては、向後依明教育長は、昨年11月17日開催の旭市の青少年意見発表大会で定義づけしております。読み上げます。

ウェルビーイングとは、様々な人々が心身ともに健康で、幸せや生きがいを感じる状態であることを指すんだと今までも言われております。意見発表の表現は、実現は、発表者一人ひとりのウェルビーイングにつながるものなんだよと。多くの市民や地域社会全体のウェルビーイングにもつながるとも価値のある内容、発表であったと。今後も大切なことは実現に向けて自信を持って歩み続けていくことであると。立派な提言ですよね。私もすぐメモしましたし、今お伝えさせていただきました。

そして3月議会では、向後依明教育長に、私は7年度の教育にどういったことを教育長という立場で実現したいのかと、5点言われています。それもしっかりと学校教育指導の指針に位置づけられております。

時間が時間ですので、総括しなければいけないですので、一部再々質問できないところがありましたけれども、本日のまとめ、ウェルビーイングというのは一体どういう意味なんだろうと、朗読させていただき、一般質問を終わります。

心と体が元気で安心して生きていて、幸せを感じている状態だよと先ほど総務課長おっしゃいました。友達と仲よくできて、楽しく学校に通えている、家族と笑い合えて安心して過ごせている。自分の夢に向かって頑張れている、失敗しても大丈夫だと思える気持ちがある。こんな状態がウェルビーイングというんだよと。どうして大事なのと、今の社会は便利になってきた一方でいろいろなストレス、不安もあるよ。だから勉強だけではなくて、自分がどれだけ幸せを感じられるか、周りの人と安心して暮らせるか、これもとても大事なんだよ。

そして、どんな要素があるのか、心の健康、体の健康、人とのつながり、やりがい、目標、安心できる場所、では、どうすればウェルビーイングは高まるの、毎日の生活の中で体を動かす、誰かにありがとうと言う。自分の気持ちをノートに書いてみる、好きなことにチャレンジする、嫌なことは一人で抱え込まないで誰かに話す。こういったことがウェルビーイングだということですので、ぜひ全市を挙げて、教育はやはり人の財産を生かすということで

もございます。そして、教育というのはウエルビーイングの種をまくことにもつながるんだ
よといったことで、一般質問を終わらせていただきます。若干延びてしまいましたけれども、
失礼いたします。

○副議長（片桐文夫） 企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） すみません、先ほどウオーキングコースの箇所、5か所です。
スポーツの森公園コース、惣堀線桜並木コース、あじさいロードコース、文化の杜公園・多
目的広場コース、いいおかみなと公園しおさいコースの計5コースでございます。

失礼いたしました。

○副議長（片桐文夫） 伊場哲也議員の一般質問を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、午後2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 宮 澤 芳 雄

○議長（飯嶋正利） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（15番 宮澤芳雄 登壇）

○15番（宮澤芳雄） 議席番号15番、宮澤芳雄です。令和7年第2回定例会におきまして、
一般質問を行います。

一般質問は、大きく分けて3項目11点になります。

1項目め、中学校の部活動地域移行についてお尋ねします。

（1）旭市の中学校部活動地域移行は何年からになるのか伺います。国は令和7年度末ま
でに中学校の休日の部活動を地域に移行すると決めましたが、旭市でも令和7年度末に地域
移行できるのか伺います。

（2）モデル事業の予算は何年まで続くのか伺います。現在モデル事業に補助金が支払わ

れていますが、モデル事業が1年延長された場合の補助金について伺います。

(3) 今後の対策について伺います。今後、陸上競技がモデル事業として予定されているようですが、ソフトテニスモデル事業として行うことができたのは、部活動を仕切れる人がいたからだと思います。今後ソフトテニスと陸上競技以外の部活動の地域移行については、市ではどのように進めていく考えなのか伺います。

2項目め、避難所となる学校の体育館の空調設備について、(1)番、椿小学校は、昨日の伊藤房代議員の質問に答弁がありましたので省略します。

(2) 補助金を活用したLPガス空調と災害対策について伺います。2024年12月、LPガスの空調機器についてどう考えているかとの国会答弁で、武藤経済産業大臣は、LPガスは全国の4割の世帯をカバーして、品質劣化せず保存できる。導管が要らないなどから災害に強いエネルギーと認識している。また輸入元もアメリカ、カナダ、オーストラリアで9割、エネルギーの安全保障上も有用なエネルギーと認識している。経済産業省としては、国家備蓄の推進、中核充填所の整備などを推進していくと答弁しています。

また、令和6年1月の能登半島地震でどう活用されたかの質問に、和久田資源・燃料部長は、LPガスは避難所の燃料として活躍した、災害復旧の長期化の中、煮炊き、空調、照明のみならずランドリー車の燃料としても活躍した。そして、これまでも医療施設、介護施設、避難所に発電機付LPガス機が導入されていて、災害時にはガスの利用と併せて電源と照明に利用されていると答弁しています。

文部科学省では、令和6年度補正予算として779億円を計上、LPガス使用も含め2分の1の補助率を引き続き推進していくと答えています。旭市でも災害に強いLPガスの空調機の学校の体育館への設置を検討してみたいかどうか、伺います。

(3) 電気のエアコンとガスのエアコンについて、それぞれのメリット、デメリットを伺います。

(4) 今後の市内小・中学校の体育館へのエアコン設置予定について伺います。気温が年々上昇していく近年、避難所となる小・中学校の体育館へ空調設備を設置するとしたら、その費用は幾らくらいになるのか伺います。

3項目め、令和4年度の上下水道課の業務について伺います。

この質問は令和4年第4回定例会の一般質問でも行いましたが、そのときと同様で、これは業者に対する質問ではありません。あくまでも上下水道課の業務に関わる質問であることを初めにお断りしておきます。

もう一つ、一般質問なんですけれども、この事業といいましょうか、令和4年の事業に関して、今本議場にいる方で、これを知っているのは実は私だけなのかと思います。前課長も庁内にはいますけれども、この議場にはいません。私からいろいろお話を聞いていただいて、助言できることがあったり、指摘することがあると思います。本来であれば一度自分から質問して、担当課長に答弁をもらうんですけれども、担当課長も知らないと思うんです。ですから、私の知り得る限りの話をここでして、実は2年半前にこの質問をしたときに、お前何言っているのか全く分からなかった。だからもうちょっと具体的に何があったのかちょっと教えろということを指摘されました。それを教えたら、それはちょっと間違いがあると。だからそれは議員としてただしなさいというふうなことを言われましたので、今日は質問もするんですけれども、その質問に対して答弁もいただきますけれども、再質問のところは、むしろ過去に何があったのか、私からお伝えしたいと思います。それを皆さんにお断りしておきたいと思います。

(1) 水道料金や下水道使用料の現在の電算システムでの業務開始時期について伺います。令和3年度までの上下水道課の業務では、水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料は、それぞれ別々に納付されていました。令和4年度からは利用者の利便性の向上と事務経費削減のため、同じ通知書により料金と使用料を一括して請求する方式に変更されました。そして令和4年11月から新しい方式で業務を開始する予定でした。

このときの入札に当たり、11月の業務開始は難しいと判断する業者もあり、応札は1者で、その業者が落札しました。しかし、その業者も11月に業務を開始することができませんでした。結果的にそもそも11月から新しい業務を開始するという上下水道課の移行期間の設定に無理はなかったのか伺います。

(2) 業務延期に伴う上下水道課の対応について伺います。業務開始が1か月遅れることにより、業務に支障はなかったのか、また上下水道課はこの間、どのような対策を行ったのか伺います。

(3) 市が業務延期に伴い業者に支払った金額について伺います。業務開始から1か月延期となったことにより、落札業者以外の業者にも業務委託したのかお尋ねします。

(4) 市では業務延期が起きたことについて、どのような検証を行ったのか伺います。

以上、3項目です。再質問は自席で行います。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） それでは、私からは1点目の中学校の部活動地域移行についてのうちの（1）旭市の中学校部活動地域移行は何年からになるのか伺うというところと2の避難所となる学校体育館の空調設備についての回答をいたします。

初めに、部活動の地域移行のほうですが、移行の時期につきましては、令和8年度中の移行を目指して今準備を進めているところでございます。本市では令和6年度から教育委員会、学校、保護者、スポーツや文化に係る各種団体の代表者で構成される旭市部活動地域移行推進協議会を設置し、モデル事業などのこれまでの取り組みから成果と課題を明らかにし、協議を行っているところでございます。

続きまして、2の避難所となる学校体育館の空調設備について（1）は省略ということで、（2）の補助金を活用したLPガス空調と災害対策についてということで、災害時に強いLPガスの空調機を学校の体育館へ設置を検討してみたいという質問でございました。

LPガスの空調方式につきましては、ご提案をいただきましたが、学校体育館の空調設備の方式を選定する際には、初期費用やメンテナンス及びランニングコストなどのほか、地域性や空調効率、契約の方法など様々な観点から検討をしております。

続きまして、（3）の電気のエアコンとガスのエアコンについて、それぞれのメリット、デメリットはということでございました。電気方式とガス方式の空調設備のメリット、デメリットにつきましては、まず、電気方式のメリットとしまして、導入時の工事費用やメンテナンスコストが比較的安価であること、デメリットとしましては、ランニングコストが高くなる傾向があることが挙げられます。

ガス方式のメリットとしましては、災害時の停電の際にもガスが使えるため冷暖房や照明などに活用できること、ランニングコストが比較的安いことやエンジン排熱を暖房に使用できることが挙げられます。デメリットとしましては、導入時の工事費用やメンテナンスコストが比較的高くなることやガスエンジン駆動時間の振動音が大きいことが挙げられます。

続いて、（4）今後の市内小・中学校の体育館へのエアコン設置予定についてというところで、体育館へエアコンを設置する場合、その費用はどのくらいかというところでございました。体育館への空調設備の設置費用につきましては、まず空調設備の設計費用が1校当たり500万円程度を想定しております。また実際の工事費用につきましては、体育館の規模にもよりますが、空調設備本体と受変電設備の改修を合わせて7,000万円から1億円程度を想定しております。そのほか空調を効果的に活用するための屋根、壁やサッシの改修工事などの断熱工事が必要な場合には、さらに増額が見込まれます。今後、昨今の物価高騰が上昇し

ますと、工事費用のほうもさらに増額になることが想定されております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） スポーツ振興課からは、1 項目め、中学校の部活動地域移行についてのうち（2）モデル事業の予算は何年までなのか、それにつきまして、モデル事業が1 年延長された場合の補助金はどうなるかということについてお答えいたします。

中学校の部活動地域移行につきまして、国では令和5 年度から7 年度までの3 年間を改革推進期間と位置づけ、同じ期間、千葉県では千葉県地域クラブ活動体制整備事業、こちら実証事業になりますが、こちらを実施しており、本市としても今年度この事業を活用し、モデル事業の補助金として計上しているところでございます。

部活動地域移行の今後の方向性といたしましては、令和8 年度から10 年度までに改革実行期間の前期としまして、確実に休日の部活動地域移行に着手するということが示されておりますが、モデル事業の今後につきましては、現時点では述べられておりません。

モデル事業を含め部活動の地域移行に関しましては、国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 生涯学習課からは、大きな1 番（3）の今後の問題点と対策について伺うの中で、モデル事業以外の部活動については今後どのようにというところで回答させていただきます。

市としましては、現在、部活動に所属している生徒が休日に希望する活動ができるよう検討を進めております。モデル事業から得た成果と課題を踏まえ、部活動を担ってくれる人材を確保し、各部活動の受皿づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、上下水道課からは大きな3 番、新しい電算システムへの移行期間の設定について無理はなかったのか、（1）番から（4）番までお答えします。

まず（1）でございますが、水道料金や下水道使用料を一括請求することを含めた新しい電算システムについては、前任者との契約が令和4 年10 月31 日で満了しますことから、準備期間を7 か月設けた上、契約日を令和4 年4 月1 日とし、令和4 年11 月1 日を新しい電算シ

システムの使用開始日といたしまして、入札により後任者と契約いたしました。

従前の調査では、準備期間は確保できる見込みでございましたが、データ移行作業の際に前任者と市との間でデータ出力作業に関わる見解の相違、有償か無償かがございまして、市から後任業者へのデータ提供業務に遅れが生じました。一括請求を含めました新しい電算システムの運用開始日は、予定より1か月遅れの12月1日からとなりました。

続きまして、(2) 業務開始が1か月遅れたことによる支障はなかったか、また上下水道課の対策はということで、新しい電算システムの安定稼働を考慮しまして、前任者と旧システムの賃貸借契約期間を11月1日から11月30日までの1か月間延長いたしました。新旧のシステムを並行稼働することによりまして、運営上のトラブルやエラー対策を取ることで業務運営の支障はございませんでした。

続きまして、(3) でございます。落札業者以外にも業務委託をしたのかということでございますが、前任業者と旧システムの1か月の延長賃貸借に加え、データ出力作業について委託をいたしました。データ出力作業につきましては、契約書の解釈で見解の相違がございました。上下水道課といたしましては、当初無償の見解でございましたが、前任者は有償の見解でございました。したがって、この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めることとした契約書条文53条にのっとりまして協議を行いました。協議の結果、データ出力作業は有償であるとの結論となりまして、新たに前任業者とデータの出力業務の委託契約を締結いたしました。

続きまして、(4) でございます。業務延期が起きたことについてどのような検証を行ったかということでございます。前任業者との契約事務の際、後任業者が利用可能なデータ出力における費用につきまして、仕様書の内容に見解の相違があり、今回遅延が生じました。契約事務における仕様書を精査いたしまして、入札の際は疑義が生じないように見直しを行うことで業務延期等の再発を防ぐよう努めるとともに、今後はより多くの業者の入札の応札を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） その前に上下水道課長、1点教えてください。

仕様書の53条でよかったですか、疑義があった場合の、さっきの答弁に対する質問です。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 契約書の53条でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） それでは、再質問を行います。

地域移行、大変大切ながら難しい問題だと思います。この地域移行に当たって、現時点での問題点等を教えていただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 旭市部活動地域移行推進協議会からは、指導者の確保、生徒や保護者への周知、会費負担や指導者への報酬などについての意見をいただいております、これらを課題として捉えております。

地域移行に当たっては、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承しつつ、生徒のニーズに応じた環境の構築を目指し、引き続き協議を重ねてまいります。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） すごく地域移行に当たっては大変なご努力があると思います。担当課で今後もいろいろと努力していただきたいと思います。

では、2番目の質問の再質問を行います。

移行後の補助金について、市ではどのように考えているのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（林 甲明） それでは、移行後の財政的な支援、補助金ということでお答えします。先ほど林晴道議員の質問によりまして、教育長が答えた内容と重複する部分がありますが、お答えいたします。

地域移行後の財政支援につきましては、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討する必要がある、と国の設置する有識者会議の最終取りまとめで示されております。移行後のクラブを運営していくに当たり、会費については受益者負担が原則となりますが、安定的、継続的に取り組みを進めることが求められており、受益者負担と公的負担のバランス等費用負担の在り方を検討する必要があると示されておりますが、その詳細につきましては、現時点では示されておられません。繰り返しの回答になってしまいますが、中学校の部活動地域移行につきましては、モデル事業、移行後のクラブへの支援などを含め、総合的、先進的な情報収集を行っていくとともに、国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） よろしくをお願いします。

それでは、3番目の再質問を行います。

部活動の地域移行では、一番大変なのは、先ほど課長からの答弁でありましたとおり、指導者を見つけることだと思います。また、生徒や保護者への丁寧な説明など問題は多いと思います。当然ながら推進協議会の考えが尊重される部分があると思いますが、市としてはどのように考えていくのか伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 部活動の地域移行については、学校を地域の一部として新たなスポーツ、文化活動の基盤を構築するため、推進協議会や関係者との意見交換、情報共有を十分に行い、地域の優れた人材の活用と連携が不可欠と考えます。

また、指導者の確保に努めると同時に、スキルアップのための研修を定期的を開催するなど、適切な指導者の育成と体制づくりを進めてまいりたいと考えています。

さらに、生徒や保護者のアンケートからは、これまでどおり部活動顧問からの指導を望む声も多くあります。そのため兼職、兼業を希望する先生方の力を借り、地域の優れた指導者と連携を図り、地域移行に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 今課長の言ったとおりだと思います。この中学校の部活動を現スポーツ協会の片桐会長、大変苦慮して、いろいろご苦労されているんですけども、一番大変なのはスポーツ協会から恐らく指導者が多く出ると思うんです。しかしながら、あくまでも部活動、学校教育ですから、教育の部分というのは教員でない私たちには全く分からない。何を教えていいのかというよりも、原点ですよね、教育の原点にのっとって部活動が行われるわけですけども、最初のうちは教員、教師、この方々がやはり中に入っていて、主にリードしていくという体制をつくっていただかないと、なかなかスポーツ協会からも指導者として手を挙げられる方が少ないと思うんです。その辺のところを十分考慮いただきながら進めていただきたいと思います。何よりもかによりも教育委員会、本当に頼りですので、またいろいろご苦労があると思いますけれども、よろしくお願いします。

私、思うんですけれども、面談でさっきここだけの話ですけれども、上下水道課長と自分たちが育った環境はよかったね、今が悪いわけではないんですけれども、本当に地域の手のひらの上でみんな育てられた。そういう時代をまたつくりたいよねという話を今日していたんですけれども、全くそのとおりで、中学校時代に部活動から学ぶことって、上下の関係やら、ここに専門家が後ろにいますけれども、本当に多いと思う。机上では学べない部分を、やはり部活動を通じて人間関係の大事な部分を学ぶ場ですので、これを地域でというか、市で上手にリードして大切につくっていただくというんでしょうか、そういう道しるべをつくっていただくまで頑張っていたきたいと切にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、大項目の2番に移りたいと思います。

この質問は実は総じてお話ししますけれども、ガスのエアコンという部分は、先ほども1項目めでお話ししましたが、本体に発電機がついているので、停電になっても全く支障なく使える。このメリットが大きいことがある。それともう一点、補助金がある。これは3項目めで出ますけれども、そういったところをしっかりと自分が伝えたいということでお答えをいただきたいと思います。

2番目の質問に関しては、そのままで結構です。

3番目のメリット、デメリットとのところは、確かに先ほどお聞きしました。電気とガスの一番の違いは、今も言ったとおり、停電になったときに使えるか否かということであります。ガスは残念ながら家庭用のものではありません。大きな施設の利用しか可能ではない。しかしながら、非常に経済的にもいいし、ただ、導入時のコストが高い、そういうデメリットもあります。ですから、導入に当たってはしっかりと精査して、この地域にどちらが適しているのか、そういったこともしっかりと確認の上、検討していただきたいと思います。

4番目の質問に入ります。この小・中学校のエアコン導入に当たって、補助金があるのでしょうか。また、あれば幾らくらい補助金がつくのでしょうか、お尋ねします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 小・中学校の体育館のエアコンの設置についての補助金というお話でございます。空調設備に対する国庫の補助金は、現在3種類ございます。

一つは、令和6年度の補正予算で創設されました空調設備整備臨時特例交付金でございます。こちらは補助率2分の1で屋内運動場でありまして、かつ避難所であることが条件となります。

次に、学校施設環境改善交付金のメニューにおきます空調設備の設置となります。こちらは通常は補助率3分の1ですが、屋内運動場に限り2分の1となるものでございます。

三つ目に、同じく学校施設環境改善交付金のメニューの中にあります統合改修に含まれるもので、こちらも補助率は2分の1ですが、特例等に該当しますと補助率に割増があるものです。

いずれも工事の上限額は7,000万円でございます。そのほか一般財源分には有利な起債を検討してまいります。ひかた椿小学校の場合、三つ目の補助金を活用し、統合に合わせた改修工事の中で設置を予定しておりまして、過疎地域の指定による特例があることから、補助率が10分の0.5上乗せとなりまして、10分の5.5となります。ひかた椿小学校の一般財源分には過疎対策事業債を充当するという予定になっております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

先ほど言いました再質問なんですけども、どうしてこういうことが起こったのか、ちょっと簡単にこれまでの流れを、そのときの流れをお話しさせていただきます。

令和4年の8月の下旬に、私のところに知人から電話がありました。知り合いが旭市の仕事のことでちょっと困っているようなので話を聞いてやってくれないかとのことでした。話の内容は、落札した業者が4月1日に市との契約を行い、11月1日の新システムでの業務開始に着手したが、ところが11月の業務開始は困難だということになったんだそうです。そのとき上下水道課はどうしたかという、前任業者ですね、これはあくまでも業者の質問ではないので、A社、B社と前回の質問のようにします。

A社に、それはあなた方のせいだと、なので、それはどういう理由かという、データを抽出して市に返却しなさいと、そういった話なんだそうです。しかし、それはちょっと行き違いもあるんですけど、抽出には時間もかかるし、なかなか出さないでいたら、いつまでもデータを提出しないためB社の業務開始が遅れているという話でありました。A社の責任なので、遅れる2か月分無償で、ただで業務を手伝いなさい。これは先ほどもある旧システムでしょうね。それで2か月手伝ってあげなさいと。めちゃくちゃな話ですが、仕方なくお手伝いすることになったんだそうです。ただし、A社には会計システムがないので、他者に委託して業務の中で毎月150万円を払っているんだそうです。2か月無償で手伝うのはいい

んですけれども、300万円のお金が発生すると。さすがにこれは会社に説明できないので、これは市で払ってくださいというと、それは駄目だと。再三、弁護士が出てくるんですけれども、どうしてもそれはお前たちの責任だから、A社にそれも払いなさいという話です。

私は一人でちょっと業者と会うのは考えものなんで、元職員に立ち会ってもらって、2人で業者の話を聞いたんです。そのときは、そんな冗談あるはずがないと私、思ったんですけれども、知人の頼みなので、元職員に同行してもらって上下水道課に行って話を聞きました。

すると、B社の業務の遅れは全てA社の責任で、私たちも困っているということでした。やはり私の思っているとおりでと思い、旭市の職員がそんな間違いを犯すはずはない。うれしく思い、頑張ってくださいと伝えました。帰り際に同行してくれた職員が、現職員にこの話は上に伝えてあるのかと聞くと、いいえ、伝えてありませんと答えていました。そのとき少し不思議だとは思ったのですが、慣例なのかなと聞き流しました。同行してくれた元職員と2人でA社に電話をして、上下水道課に行って話を聞いてきたが、上下水道課の話では、全てあなたたちの責任だと言われました。私も優秀な市の職員が正しいと思います。力になれなくて申し訳ないと伝え、電話を切りました。

ところが、再度A社から電話があり、もう一度だけ自分たちの話を聞いてほしいということなので会うことにしました。A社の話では、B社の業務の遅れは私たちとは関係ないんです。仕様書を基に説明してくれたのですが、私にはよく理解できませんでした。皆さんはどうしたら納得できるのですかと聞くと、仕様書にアンダーラインを引いてくれて、これだけ上下水道課からご説明していただければ、私たちは完全に納得できますというので、6項目そのアンダーラインを引いた部分をパソコンで打って、上下水道課に届けました。

課長から、分かりました。今ここで議員に即答すればよいのですが、多岐にわたりますので、こちらからA社に直接電話で連絡させてくださいと言われ、ぜひそうしてくださいと話し、私の仕事はここまでです。業者は弱い立場ですから、上下水道課とA社とB社と力を合わせて市民のために頑張ってくださいと伝え、課長からありがとうございましたと言われ、帰ってきました。A社に電話でそのことを伝えると、本当にありがとうございました。これでよかったなと思いました。

私の仕事はこれで終わったと思っていたのですが、その日の夜、A社からまた電話があり、今上下水道課から電話があり、お前たちは議員を使って何を聞き出したいんだ、このことは顧問弁護士が旭市が正しいと決めたんだと怒られましたということでした。それは申し訳ありませんでしたと私から謝り、電話を切りました。そして翌日、副市長を尋ねて全ての話を

すると、何のことか全く理解できません。よく調べてみますので、私に時間をくださいということでありました。

数日してA社から電話があり、全て解決できました。ありがとうございましたと感謝の意を伝えてくれました。会社はいかなるときも不当な要求といいましょうか、屈することはないと思うんです。300万円の話ですよ。市が途中で気づかなかつたら大変なことになり、これが最後に市民に迷惑がかかったと思います。そういったことがありました。これが私の見た、聞いた現実であります。課長は今の立場でまたお答えくれましたけれども、ちょっと違うところがありました。私の見たものです。

二つ目の業務が遅れたことに対して、その見解を……

○議長（飯嶋正利） 傍聴人に申し上げます。発言中でございますので、ご静粛にお願いいたします。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

3項目め、再質問いたします。この業務が延長した1か月分、支出があるということですが、金額は幾らだったのかお尋ねします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、金額は幾らだったのかということでございます。旧システムの1か月の延長賃貸借料といたしまして132万1,738万円、データ出力作業委託料としまして143万円でございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 今ちょっと言い方が、もう一度お願いします。

○上下水道課長（向後哲浩） 旧システムの1か月の延長賃貸借料といたしまして132万1,738万円、データ出力作業委託料といたしまして143万円、合計275万1,738円でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。ここを私、指摘されたんですよ。前回の一般質問で言った内容の中で、というのは、今から話しますけれども、その指摘された方とまた違う方も同じことを言うんですけれども、保守仕様書があると思うんですけれども、第3条に使用開始前、つまり11月1日の開始前に2か月程度の並行稼働期間を設けるものとするとして記されていれば、市には何ら落ち度はないんだそうです。ですから、これは業者間の問題であって、業者間で解決すべきなんだそうです。ですから、延長料を市が払うのは、これは間違

いだという指摘をされました。

そもそも新システムでの11月1日の、もう一点です、今度は143万円のほうです。業務開始が遅れた原因は、データ抽出作業が有償か無償かということで行き違いがあった。そのためにデータの抽出が、市に対して提出が遅れた。それが遅れの原因だということで、市は一貫してA社に対してデータ抽出料は無償であるから、その間のペナルティとして、ペナルティといいいましょか、2か月ただで手伝いなさいと、そういった指示を出したんですね。だけれども、それほどまでに無償だと言っていたにもかかわらず、やはり有償であったということで143万円をまたそこで払うというのは非常に話に矛盾が生じるわけです。それを今課長に、だからどうしろと言っても、課長も答弁できないと思うんです。それは後日しっかりとした検証を行ってください。

4の検証、どのような検証を行ったか、それも確かにやったんでしょう。それはそれで認めます。私が気がついたことが何点かあるので、またいろいろな方からアドバイス、助言を受けているので、ここで何点かお話しして終わりにさせていただきます。

まず、一番問題なのは、市が独自のシステムを持っていなくて、業者にそれを賃貸契約を結んでお借りするのは、そうするところもあるだろうけれども、それってちょっと古いかなと。もう自前のシステムを持ったほうがいいと、私もそう思います。そうすればこんなトラブルは起きないんですよ。トラブルは起きないし、つくるときは確かに1億円以上かかるそうですけれども、ところが賃貸借料を考えたら、将来のことを考えたら安くつくと思うんですけれども、その辺のところも今後の課題にさせていただきたいと思います。

また、私に対して、その支払い不当だと言われたのは去年でしたので、すぐに市には伝えました。残念ながらまだ解決に至っていない。ですので、前課長にいろいろ質問したら、やはり課長も答弁に詰まったので、職員が替わってどうなっているのか聞きながら、新しい体制でと、そこまで待って今回の質問なんです。課長をいじめるために今回待っていたわけではないですので、その点をご理解してくださいね。ですから、しっかりと精査をして、そういうことが起こらないようにお願いしたいと思います。

これは指摘もされたんですけども、トラブルの原因は、そもそも業者間で解決すべきことなんです。そこにあって市が介入したために、こんなトラブルが起きたので、その辺のところはよく、今の課長は分かるのでしょうけれども、前の職員でやはりそれを理解していない人がいたと思うんです。ですから、その辺のところも含めて検証して、今後こういうことが起きないように、いろいろ努力されてほしいと思います。

全く水道事業は市民にとって大事な、とても大切な事業ですので、私の記憶に基づいて、また市民からの指摘に基づいていろいろ話しましたがけれども、少しでもこの話が今後の水道課の事業に役立てば幸いです。よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 答弁よろしいですか。

○15番（宮澤芳雄） はい、いいです。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

以上で、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（飯嶋正利） これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は25日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時49分